

第4次 富士見市地域福祉計画

第2期富士見市成年後見制度利用促進計画
富士見市再犯防止推進計画
富士見市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための
「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」
のある地域共生のまちづくり

令和8年3月
富士見市

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化に加え、地域におけるつながりの希薄化、複雑化・複合化する生活課題、さらには孤独・孤立の問題など、地域福祉をめぐる状況は一層多様で難しさを増しています。加えて、地震や風水害などの自然災害への備えも、地域における支え合いの大切さを改めて私たちに問いかけています。



本市では、これまで第3次富士見市地域福祉計画に基づき、多世代の居場所づくりや権利擁護の推進、関係機関の連携による包括的な支援体制の構築など、地域福祉の充実に取り組んでまいりました。一方で、8050問題、ヤングケアラー、介護と育児のダブルケアなど、既存の制度や分野ごとの対応だけでは十分に支えきれない課題も顕在化しており、これまで以上に分野横断的で包括的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市ではこのたび、「第4次富士見市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、前計画の基本的な考え方を継承しながら、基本理念を「住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための『出会い・ふれあい・支え合い・地域愛』のある地域共生のまちづくり」と定め、「誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり」など4つの基本目標のもと、今後の施策を総合的に推進してまいります。

また、本計画は、「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」「富士見市再犯防止推進計画」「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定したものです。誰もが尊厳を持って暮らせる地域づくり、立ち直りを支える包摂的な地域づくり、そして制度の狭間にある課題も受け止める「断らない相談支援」の充実を図ることで、地域共生社会の実現を目指してまいります。

地域福祉の推進は、行政だけで成し遂げられるものではありません。市民の皆様をはじめ、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、関係団体、事業者、NPO、ボランティアなど、多くの皆様と力を合わせ、それぞれの立場でできることを持ち寄りながら進めていくことが重要です。一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いを気にかけて、支え合うことが、安心して暮らし続けられるまちにつながっていくものと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、富士見市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。本計画が、市民一人ひとりの暮らしを支え、誰もが住み慣れた地域で安心して心地よく暮らし続けられる富士見市の実現に向けた確かな道しるべとなるよう、全力で取り組んでまいります。今後とも、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

富士見市長 星野光弘

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画期間 | 3 |
| 4 対象者及び対象区域 | 4 |
| 第2章 本市の現状と課題 | 5 |
| 1 統計データからみる現状 | 5 |
| 2 アンケート調査からみる現状 | 18 |
| 3 富士見市の地域福祉の課題 | 31 |
| 第3章 計画の目指す方向性 | 34 |
| 1 基本理念 | 34 |
| 2 基本目標 | 35 |
| 3 施策体系 | 37 |
| 第4章 施策の展開 | 38 |
| 基本目標1 誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり | 38 |
| 基本目標2 誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らせる仕組みづくり | 43 |
| 基本目標3 誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり | 47 |
| 基本目標4 誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり | 53 |
| 第5章 一体的に策定する計画 | 57 |
| 1 第2期富士見市成年後見制度利用促進計画 | 57 |
| 2 富士見市再犯防止推進計画 | 64 |
| 3 富士見市重層的支援体制整備事業実施計画 | 72 |
| 第6章 計画の推進 | 86 |
| 1 計画の推進 | 86 |
| 2 計画の管理 | 87 |
| 第7章 資料編 | 88 |
| 1 計画の検討経過 | 88 |
| 2 富士見市地域福祉計画審議会 | 90 |
| 3 富士見市地域福祉計画推進委員会 | 92 |

1 計画策定の趣旨

我が国で進行する少子高齢化と人口減少は、依然として多くの地域で社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす大きな課題となっています。近年も地震や風水害などの大規模災害が各地で発生し、平時からの備えとともに、いざというときにお互いを支え合う地域のつながりの重要性が改めて認識されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、人と人との接し方や働き方、地域活動のあり方を大きく変化させました。

本市では、首都近郊という利便性の高さを活かしたまちづくりの進展と、子育て支援をはじめとする福祉施策の充実により、人口は微増傾向にあります。一方で、高齢化や核家族化の進行に加え、単身世帯や外国籍住民が増加し、人々の価値観やライフスタイルの多様化、デジタル化の進展なども相まって、住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。このような状況の中で、高齢による介護、障がいや精神疾患、子どものいじめや不登校、仕事と子育ての両立、生活困窮などの課題を抱え、生きづらさや将来への不安を感じたり、地域で孤立したりする人が増えています。

近年、住民の生活課題は多様化・複雑化し、個人や世帯単位で複数の分野にまたがる課題を同時に抱えるなど「複合化」する傾向が一層強まっています。こうした中で、国においては、「我が事・丸ごと」をキーワードとし

た地域共生社会¹の実現に向け、制度・分野ごとの縦割りを超えて包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業²」が創設されるなど、地域福祉をめぐる制度環境も大きく変化しています。

本市では、第3次富士見市地域福祉計画のもと、多世代の居場所づくりや権利擁護の推進、包括的な支援体制の構築、住民の社会参加や心身の健康づくりなどに重点的に取り組んできました。その結果、全世代型サロンや子ども食堂などの多世代の交流の場が各地で生まれ、成年後見制度等の活用促進や虐待防止の取組が進むとともに、福祉分野の横断的な連携による包括的な支援体制も徐々に整いつつあります。しかし、その一方で、地域活動の担い手の高齢化やコロナ禍の影響による地域活動の停滞に加え、孤独・孤立や「8050問題³」、ヤングケアラー⁴など新たに顕在化・深刻化した課題も明らかになっており、依然として対応すべき課題は多く残されています。

こうした社会環境の変化を踏まえ、本市では、第3次富士見市地域福祉計画の取組を継承・発展させる形で、「地域のつながり」「健康で生き生きとした暮らし」「多様な課題に応じた支援体制」「安心・安全な暮らしを支える基盤」を核とした第4次富士見市地域福祉計画を策定しました。

¹ 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

² 高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の枠組みを超えて、複雑化・複合化・多様化する住民の困りごとを丸ごと受け止め、一体的に支援する仕組みのこと。

³ 80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的・精神的に行き詰まってしまう状態のこと。

⁴ 家族の介護や世話を日常的に担うことで、勉強の時間や友人と遊ぶ時間が取れないなど、生活や将来に影響が出ている子どものこと。

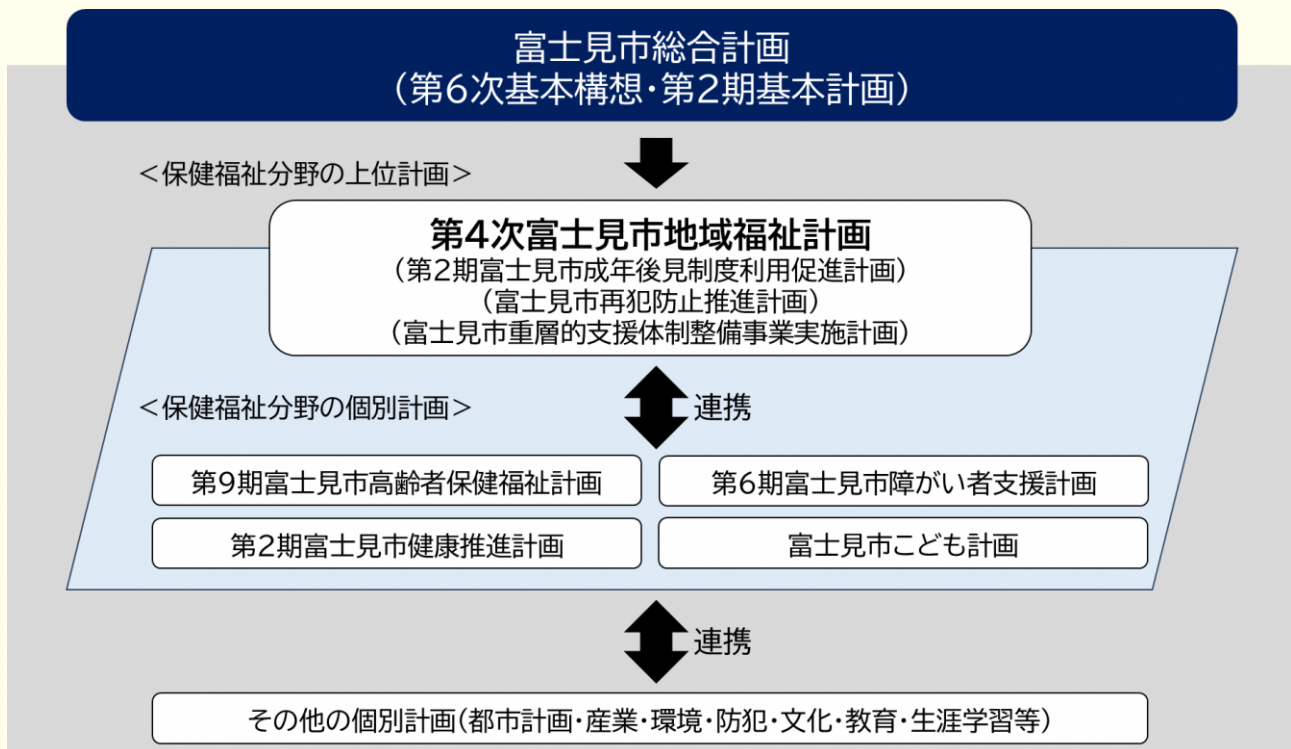
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

また、本市全体のまちづくりの指針である「富士見市総合計画」を上位計画とし、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの福祉分野を横断的に包含する計画として、地域福祉に関する理念や基本的な方向性を示すことを主たる役割としています。

さらに、本計画は、地域共生社会の実現という観点から、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」と一体的に策定しており、富士見市総合計画及び福祉分野の各種個別計画との整合・連携を図りながら推進します。

【 他の計画との関係性 】



3 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。
 なお、地域福祉に関する法制度、社会情勢などに大きな変化があった場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。

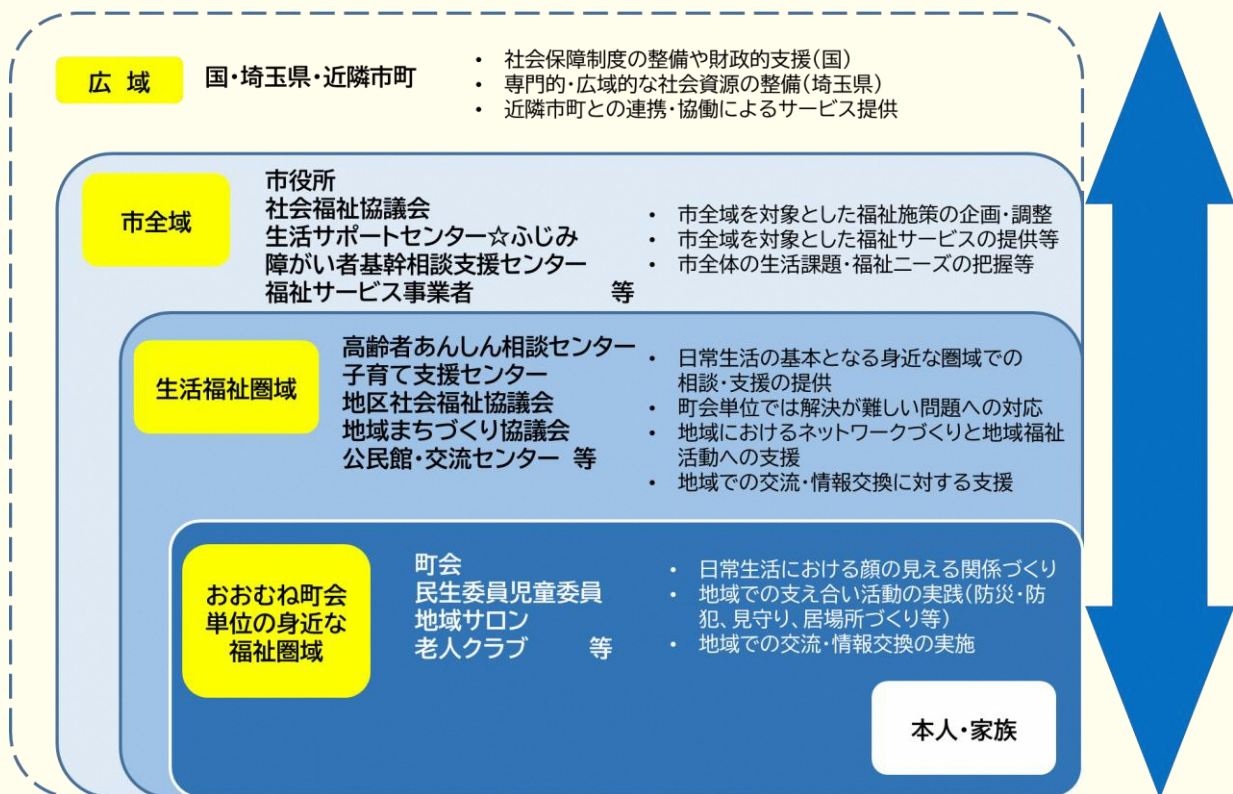
【 計画期間一覧 】

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | 令和 12年度 |
|-------------------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------------------|-----------|------------|------------|------------|
| 富士見市総合計画 | 第6次基本構想・第1期基本計画 | | | | | 第6次基本構想・第2期基本計画 | | | | |
| 富士見市地域福祉計画 | 第3次計画 | | | | | 第4次計画 | | | | |
| 富士見市高齢者保健福祉計画 | 第8期計画 | | | 第9期計画 | | 第10期計画 | | | | |
| 富士見市障がい者支援計画 | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | 第7期計画 | | | | |
| 富士見市子ども・子育て支援事業計画 | 第2期計画 | | | | 統合 | 富士見市子ども計画 | | | | |
| 富士見市子どもの貧困対策整備計画 | 夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）延長版 | | | | | | | | | |
| 富士見市健康増進計画・食育推進計画 | いきいき健康&歯っぴーライフ☆ふじみ | | | | 統合 | 第2期富士見市健康推進計画 ～ハピネス健康ふじみ～ | | | | |
| 富士見市歯科口腔保健推進計画 | | | | | | | | | | |
| 富士見市自殺対策計画 | 第2期計画 | | | | | | | | | |

4 対象者及び対象区域

対象者は、市内に暮らすすべての人とし、子どもから高齢者、障がいのある人、外国籍の人、生活に困りごとを抱える人など、属性や世代を問わず誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

【 地域福祉圏域図 】



本市の現状と課題

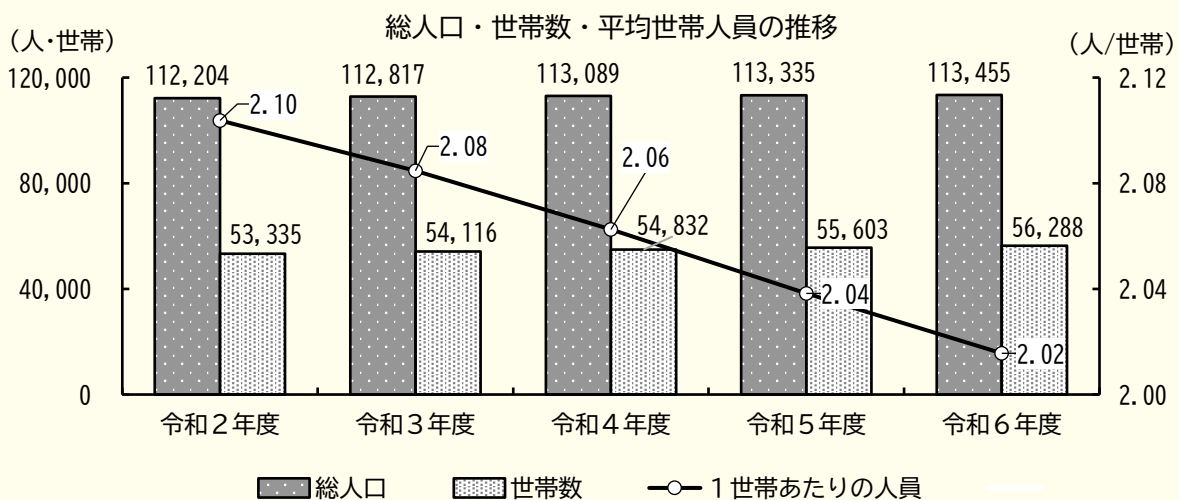
1 統計データからみる現状

(1) 総人口及び世帯状況

① 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は、令和6年度末（令和7年3月31日）時点で113,455人となっており、令和2年度末（令和3年3月31日）から1,251人増加しています。さらに、世帯数も増加しており、令和6年度末時点では、56,288世帯となっています。

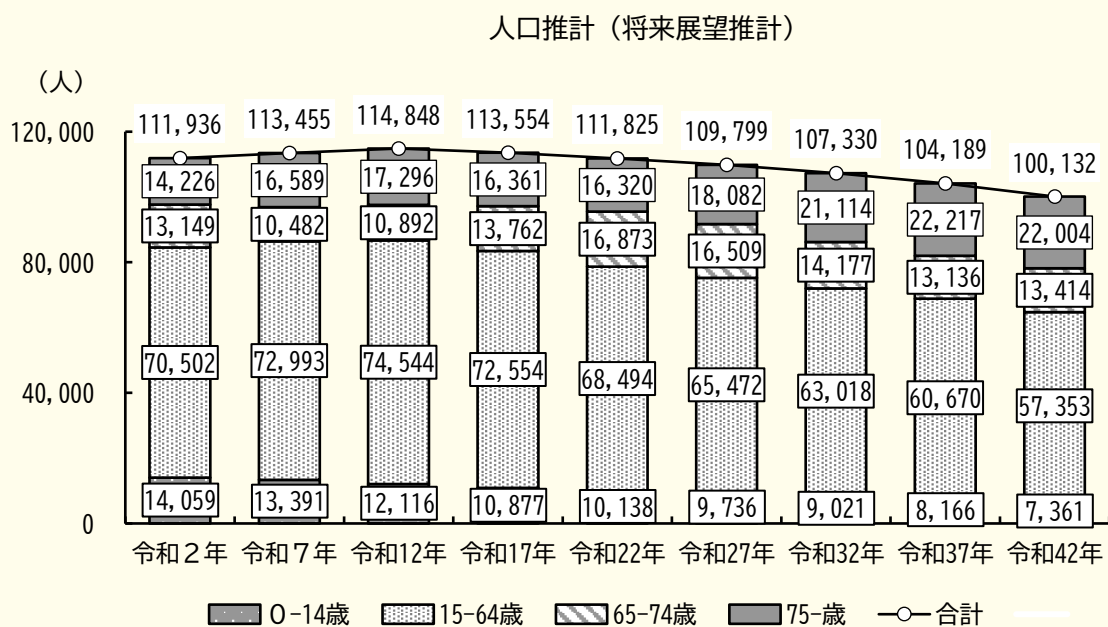
また、単身世帯の増加などもあり、世帯数は人口の増加率を上回っているため、1世帯当たりの人員数は年々減少する傾向が見られ、令和6年度末時点では2.02人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

② 人口推計

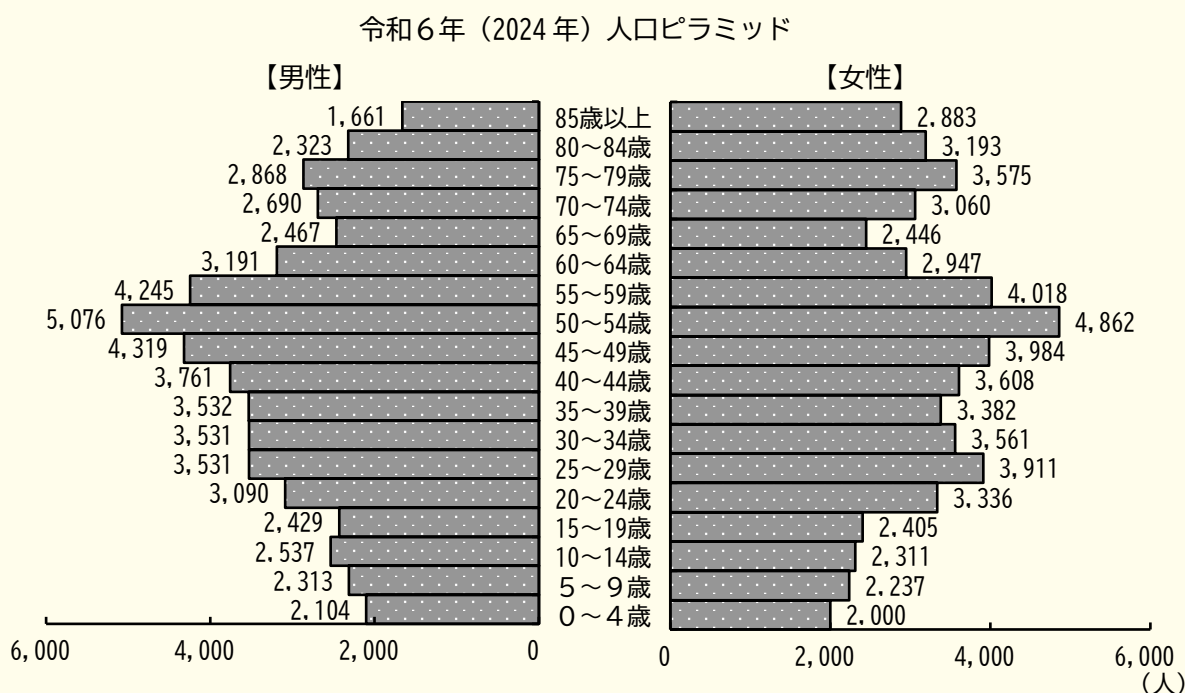
総人口は令和12年頃をピークに減少、次代を担う年少人口（0～14歳）は令和2年から減少し続け、生産年齢人口（15～64歳）は令和12年をピークに減少する見込みです。一方、75歳以上人口は増減を繰り返しつつ、令和37年には令和7年の約1.34倍となります。



資料：富士見市人口ビジョン（令和7年8月公表。各年4月1日時点）

③ 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、65歳以上の高齢者ではいわゆる「団塊の世代⁵（第1次ベビーブーム）」を中心とした年代である75～79歳が多く、64歳以下ではその子どもに相当する50～54歳を中心とする、いわゆる「団塊ジュニア世代⁶（第2次ベビーブーム）」の人口が多くなっています。



資料：統計ふじみ（住民基本台帳）（令和6年10月1日時点）

⁵ 第一次ベビーブーム期(1947～1949年)に生まれた世代のこと。人口のボリュームが大きく、日本の経済成長や社会保障制度に大きな影響を与えてきた世代。

⁶ 第二次ベビーブーム期(1971～1974年)に生まれた世代のこと。団塊の世代の子ども世代にあたり、団塊の世代に次いで人口規模が大きい世代。

④ 外国人人口の推移

外国人人口は年々増加しています。令和6年度は3,556人となり、総人口に占める割合は3.1%となっています。国籍別では中国及び台湾が多く、次いでベトナムとなっています。

令和2年度と令和6年度を比較すると、国籍別の増加数ではベトナムが231人と最も多く、伸び率ではネパールが約2.2倍と最も高くなっています。

外国人人口の推移

| | 人口 | 人口の内訳（人） | | | | | | | |
|-------|-----------|------------|------|-------|------------|------|------|----|-----|
| | 総数 （人） | 中国及び 台湾 | ベトナム | フィリピン | 韓国及び 朝鮮 | ネパール | ブラジル | 米国 | その他 |
| 令和2年度 | 2,654 | 1,168 | 356 | 350 | 258 | 182 | 35 | 34 | 271 |
| 令和3年度 | 2,715 | 1,145 | 403 | 373 | 237 | 205 | 34 | 34 | 284 |
| 令和4年度 | 2,886 | 1,168 | 432 | 373 | 242 | 238 | 37 | 35 | 361 |
| 令和5年度 | 3,138 | 1,175 | 493 | 395 | 255 | 277 | 34 | 34 | 475 |
| 令和6年度 | 3,556 | 1,188 | 587 | 407 | 252 | 403 | 32 | 48 | 639 |

資料：統計ふじみ（各年10月1日時点）

(2) 地域福祉を支える組織の状況

① 町会の状況

町会は、地域の住民で組織し、お互いに協力し合って、様々な活動を行う団体です。市内には55の町会があり、地域と行政を結ぶパイプ役として、市から市民への情報の伝達や地域住民の要望・意見の取りまとめなど、住みよい地域をつくるために大切な役割を担っています。

町会加入率は、総世帯数の増加が見られる中、微増傾向となっています。令和6年度末時点では63.88%となっており、5年間で1.4%の増加となっています。

町会加入率の推移

単位：世帯

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総世帯数 | 51,878 | 52,723 | 53,352 | 53,822 | 54,295 |
| 町会加入世帯数 | 32,414 | 33,172 | 33,494 | 34,038 | 34,684 |
| 町会加入率 | 62.48% | 62.92% | 62.78% | 63.24% | 63.88% |

※ 総世帯数は外国人のみ世帯を除く

資料：協働推進課（各年3月31日時点）

② 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の住民の身近な相談役として、福祉の支援をつなぐボランティアです。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員数の推移

| | 定数 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 民生委員・児童委員 | 161人 | 138人 | 141人 | 140人 | 129人 | 135人 |
| 主任児童委員 | 1人 | 12人 | 12人 | 10人 | 9人 | 10人 |
| 合計 | 173人 | 150人 | 153人 | 150人 | 138人 | 145人 |
| 定数に対する充足率 | | 86.7% | 88.4% | 86.7% | 79.8% | 83.8% |

資料：福祉政策課（各年4月1日時点）

③ 川越地区保護司会富士見支部の状況（令和7年10月31日時点）

保護司とは、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察官と協力して活動しています。ボランティアとして、地域社会の中で罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っています。会員数は16人となっています。

④ 富士見地区更生保護女性会の状況（令和7年10月31日時点）

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人・非行に走った人の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。会員数は42人となっています。

⑤ 富士見市赤十字奉仕団の状況（令和7年4月1日時点）

赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもとに赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践するボランティア団体です。本市では、総合防災訓練への参加や、社会福祉施設での奉仕活動等を行っています。会員数は72人となっています。

⑥ 富士見市社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、公共的な性格を持った非営利の民間団体です。地域福祉の推進主体として、市（行政）と連携・協働して、地域福祉活動への住民参加の促進や、市民の自発的な活動の支援、ボランティアや福祉人材の育成、地区社会福祉協議会などへの支援を担います。また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されていますが、その会員数は年々減少しています。

富士見市社会福祉協議会会員数等の推移

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 普通会員 | 6,915件 | 6,791件 | 6,525件 | 5,963件 | 5,646件 |
| 特別会員 | 2,111件 | 2,058件 | 1,889件 | 1,783件 | 1,641件 |
| 賛助・法人会員 | 143件 | 150件 | 144件 | 135件 | 122件 |
| 団体会員 | 5件 | 4件 | 3件 | 4件 | 3件 |

資料：富士見市社会福祉協議会（各年3月31日時点）

(3) 生活困窮者の状況

① 生活サポートセンター☆ふじみの状況

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活サポートセンター☆ふじみ⁷では、生活困窮者に対し、生活保護⁸に至る前の段階での自立に向けた相談及び支援に取り組んでいます。

コロナ禍による収入減や雇用不安、住居確保給付金⁹等の支援制度の拡充により相談が急増しましたが、近年では相談件数については減少傾向にあり、令和6年度では259件と、令和2年度から約800件減少しています。

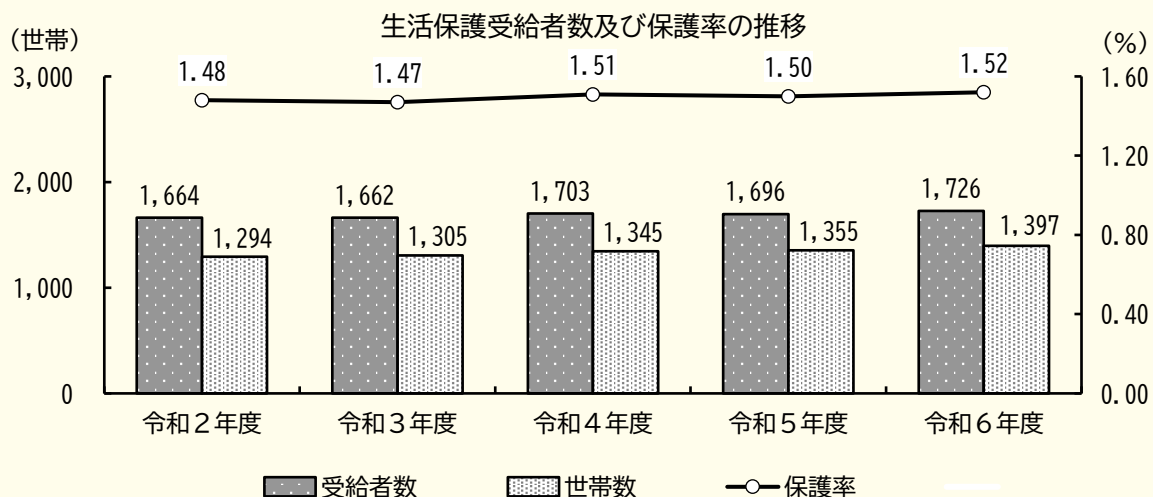
生活サポートセンター☆ふじみの相談・支援件数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 新規相談件数 | 1,066件 | 748件 | 414件 | 259件 | 259件 |
| (うちプラン作成件数) | 48件 | 72件 | 82件 | 94件 | 64件 |
| 住居確保給付金 | 323件 | 160件 | 129件 | 46件 | 20件 |

資料：福祉政策課（各年3月31日時点）

② 生活保護受給者世帯数及び受給者数

生活保護受給者世帯は、令和2年度から令和6年度までの5年間で103世帯増加しており、受給者数及び保護率¹⁰については増減を繰り返しています。



資料：福祉政策課（各年3月31日時点）

⁷ 生活保護を受給している人以外で、失業や低収入、病気などで生活に困っている人の相談窓口。支援員が寄り添い、自立に向けた計画を作成して支援します。

⁸ 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度。

⁹ 離職や収入減少により住まいを失うおそれがある人に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給する制度。

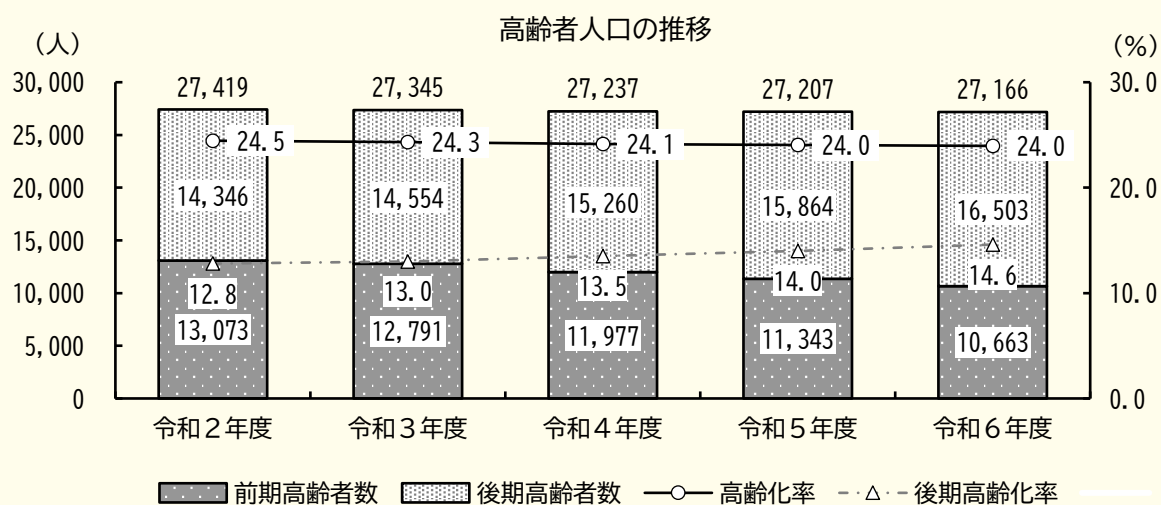
¹⁰ 人口1,000人あたりの生活保護受給者の割合。

(4) 高齢者の状況

① 高齢者人口

65歳以上の高齢者人口は年々やや減少傾向で推移しており、令和6年度は27,166人、高齢化率は24.0%となっています。65～74歳の前期高齢者数は減少している一方で、75歳以上の後期高齢者数が大きく増加しています。後期高齢者数は、令和2年度からの5年間で2,157人増加し、増加率は15%となっています。

今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加が予測される中、医療・介護分野や日常生活における後期高齢者への支援の重要性が増していくと考えられます。



資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

② 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、高齢者のいる世帯数は、令和2年には17,820世帯と平成7年から3倍近く増加しています。

高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯、その他の高齢世帯も増加傾向がみられます。

高齢者世帯の状況

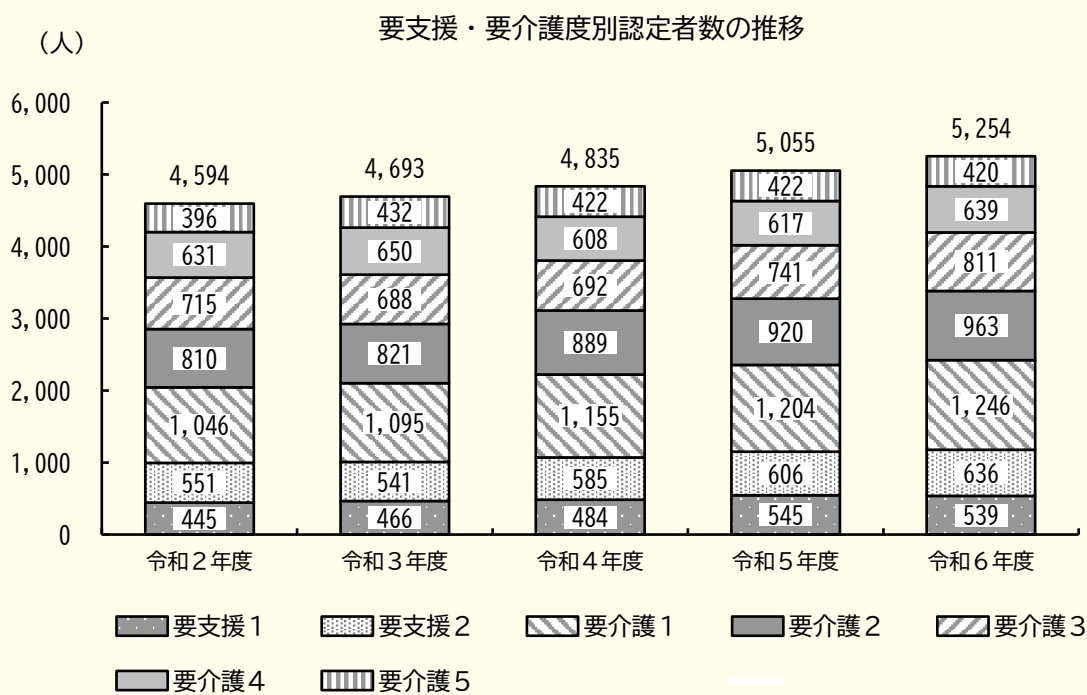
単位：世帯

| 項目 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般世帯数 | 34,766 | 39,368 | 41,943 | 44,622 | 47,169 | 50,908 |
| 高齢者のいる世帯数 | 5,958 | 8,218 | 11,075 | 14,426 | 17,153 | 17,820 |
| (一般世帯数比) | 17.1% | 20.9% | 26.4% | 32.3% | 36.4% | 35.0% |
| 高齢者単独世帯 | 839 | 1,389 | 2,101 | 3,176 | 4,677 | 5,256 |
| (高齢者世帯数比) | 14.1% | 16.9% | 19.0% | 22.0% | 27.3% | 29.5% |
| (一般世帯数比) | 2.4% | 3.5% | 5.0% | 7.1% | 9.9% | 10.3% |
| 高齢者夫婦世帯 | 1,405 | 2,345 | 3,408 | 4,549 | 5,295 | 5,248 |
| (高齢者世帯数比) | 23.6% | 28.5% | 30.8% | 31.5% | 30.9% | 29.5% |
| その他の高齢者世帯 | 3,714 | 4,484 | 5,566 | 6,701 | 7,181 | 7,316 |
| (高齢者世帯数比) | 62.3% | 54.6% | 50.3% | 46.5% | 41.9% | 41.1% |

資料：国勢調査

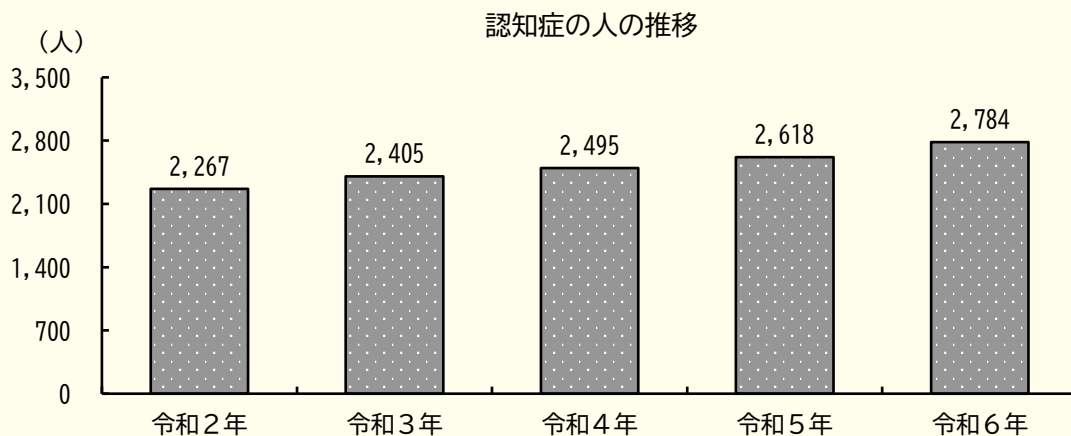
③ 要支援・要介護度別認定数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加しています。令和2年度からの5年間で660人増加し、増加率は約14%となっています。要支援・要介護認定者数は、75歳以上の後期高齢者人口の増加により、今後も増えていくことが見込まれています。



④ 認知症の人の推移

認知症の人の推移をみると、年々増加し、令和2年から5年間で517人増加し、増加率は約23%となっています。今後、75歳以上の後期高齢者の増加が続くと予測されるなか、認知症の人も増えていくことが考えられます。



(5) 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

令和2年度から令和6年度までの障害者手帳所持者数の推移をみると、障害者手帳所持者数は年々増加しています。障害者手帳別の内訳では、身体障害者手帳¹¹所持者数は減少していますが、療養手帳¹²及び精神障害者保健福祉手帳¹³の所持者数は増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、5年間で46%増加しており、高い伸び率となっています。

人口・障害者手帳所持者数の推移

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 112,204 | 112,817 | 113,089 | 113,335 | 113,455 |
| 障害者手帳所持者 | 4,378 | 4,485 | 4,539 | 4,599 | 4,693 |
| 身体障害者手帳所持者 | 2,765 | 2,761 | 2,681 | 2,619 | 2,563 |
| 療養手帳所持者 | 740 | 759 | 796 | 825 | 854 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 873 | 965 | 1,062 | 1,155 | 1,276 |
| 総人口に占める障害者手帳所持者の割合 | 3.90% | 3.98% | 4.01% | 4.06% | 4.14% |

資料：障がい福祉課（各年3月31日時点）

② 自立支援医療¹⁴の状況

自立支援医療の状況をみると、自立支援医療受給者は年々増加しています。

自立支援医療受給者の推移

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立支援医療受給者数 | 1,720人 | 1,701人 | 1,765人 | 1,870人 | 1,991人 |

資料：障がい福祉課（各年3月31日時点）

¹¹ 身体障害者福祉法に基づき、一定以上の永続する障害がある人に交付される手帳。障害の程度により1級(重度)から6級に区分されます。

¹² 知的障害のある人が、一貫した療育や援助を受けやすくするために交付される手帳です。障害の程度により「重度(A)」と「それ以外(B)」などに区分されます。

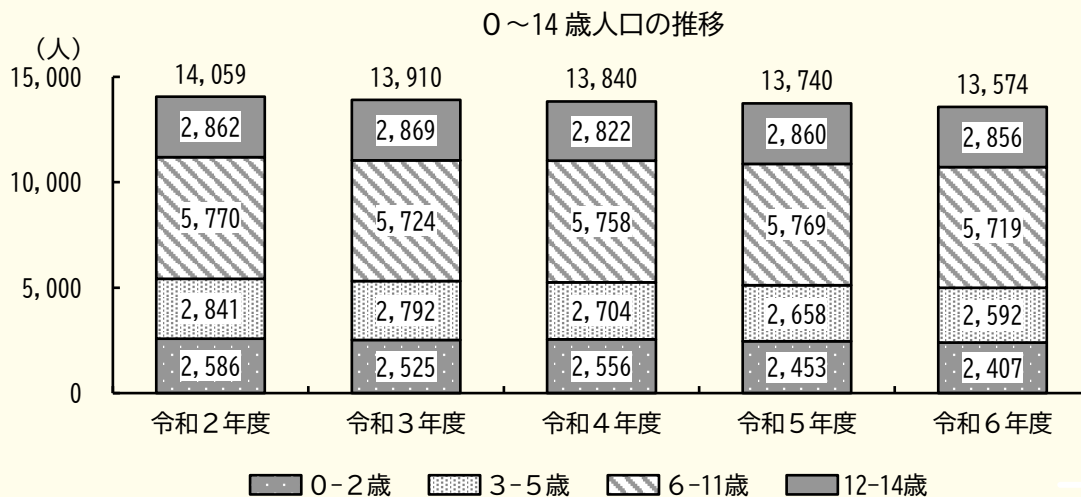
¹³ 精神疾患(統合失調症、うつ病など)や発達障害、てんかんなどにより、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付される手帳。障害の程度により1級(重度)から3級に区分されます。

¹⁴ 精神疾患の通院治療や、身体障害の機能を回復させるための手術などにかかる医療費の自己負担を軽減する制度。

(6) 子どもの状況

① 0～14歳人口の推移

0～14歳人口の推移をみると、令和2年度以降どの年齢も減少傾向にあります。



② 出生数等の状況

出生数¹⁵及び合計特殊出生率¹⁶は、令和元年度から令和5年度までの5年間で増減を繰り返しています。

出生数及び合計特殊出生率の推移

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 822人 | 824人 | 820人 | 765人 | 803人 |
| 合計特殊出生率 | 1.16 | 1.26 | 1.08 | 1.06 | 1.10 |

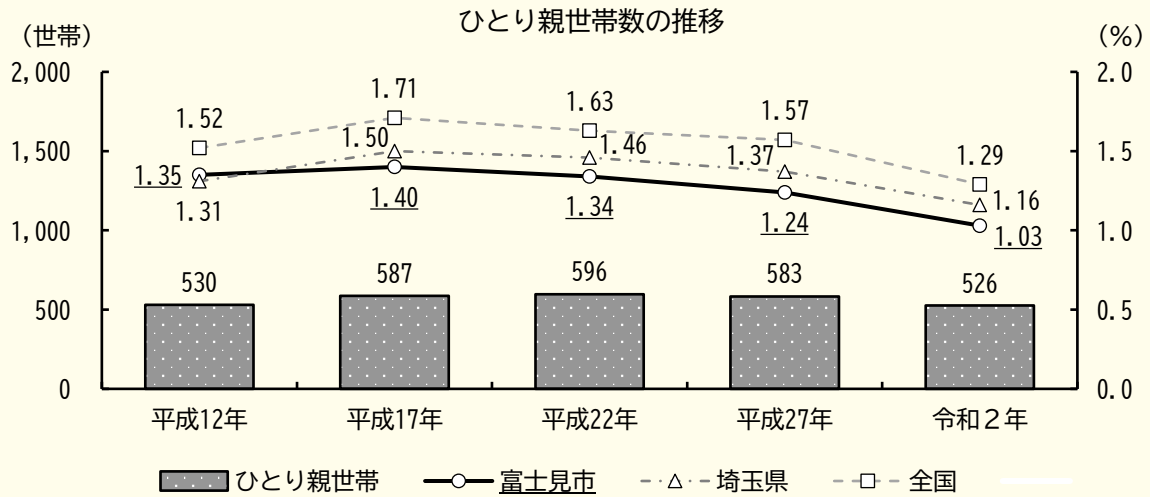
資料：富士見市人口ビジョン

¹⁵ 1年に生まれた子どもの数。

¹⁶ 1人の女性が一生の間に産むと見込まれる子どもの平均数。

③ ひとり親世帯の状況

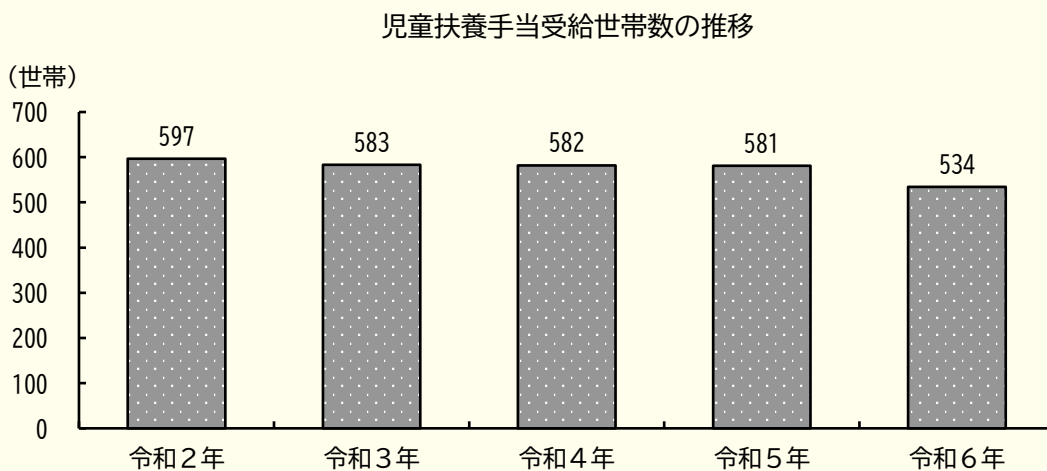
ひとり親世帯は平成22年以降減少傾向にあります。割合で比較をすると全国や埼玉県よりも低く推移しており、令和2年においては1.03%となっています。



資料：子育て支援課（富士見市こども計画）

④ 児童扶養手当の状況

児童扶養手当¹⁷受給者数は微減傾向で推移しており、令和6年においては534世帯となっています。



資料：子育て支援課（各年3月31日時点）

¹⁷ 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭など）に対し、生活を支援するために支給される手当。

2 アンケート調査からみる現状

(1) アンケート調査概要

本計画策定の基礎資料とするために「市民アンケート調査」を実施しました。

| | |
|-------------|----------------------|
| 調査対象 | 市内在住の18歳以上を対象に無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収及びWEBによる回答 |
| 調査期間 | 令和7年10月23日～11月12日 |
| 調査対象者数（配布数） | 1,500通 |
| 回収数 | 715通 |
| 回収率 | 47.6% |

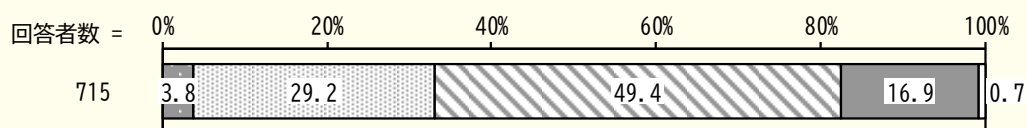
(2) アンケート調査結果

ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。

「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」の割合が49.4%と最も高く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」の割合が29.2%、「近所付き合いはほとんどしていない」の割合が16.9%となっています。

日ごろの近所付き合いについて

- 近所の仲の良い人とよく家を行き来している
- 会えば親しく話をする人がいる
- あいさつ程度関係の人がほとんどである
- 近所付き合いはほとんどしていない
- 無回答

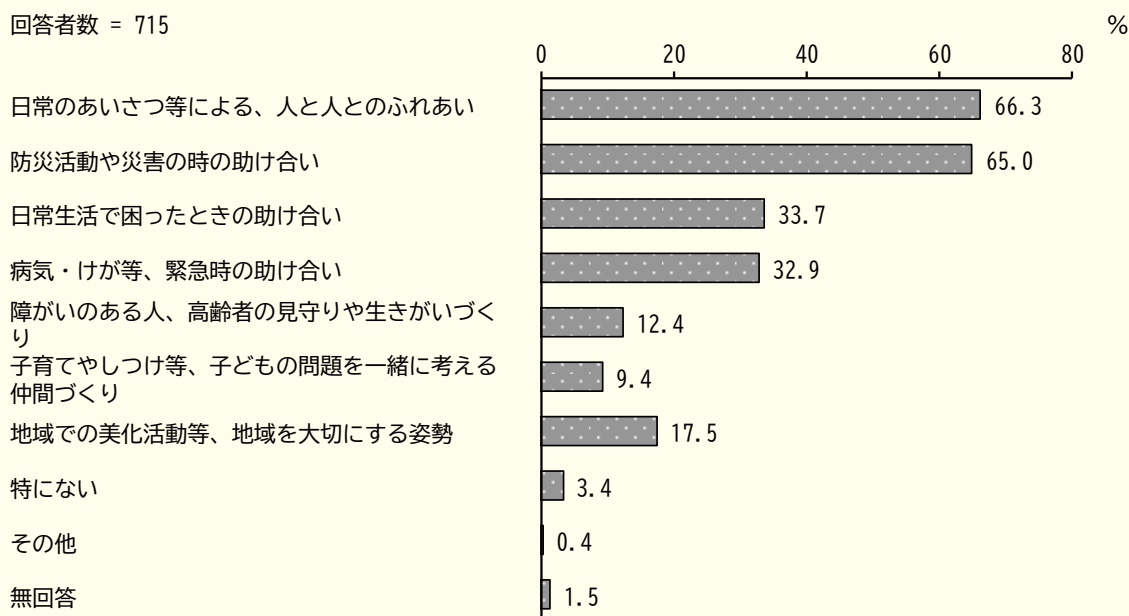


これからの近所付き合いで大切になることは何ですか。（3つまで回答）

「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」の割合が66.3%と最も高く、次いで「防災活動や災害の時の助け合い」の割合が65.0%、「日常生活で困ったときの助け合い」の割合が33.7%となっています。

近所付き合いで大切だと思うこと

回答者数 = 715

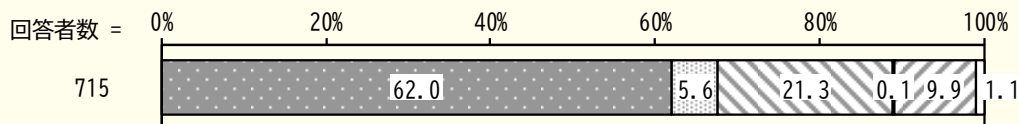


自治組織（町会・自治会・町内会）に加入していますか。

「現在加入している」の割合が62.0%と最も高く、次いで「加入したことがない」の割合が21.3%、「自分の地域にそのような組織があることを知らない」の割合が9.9%となっています。

自治組織（町会・自治会・町内会）への加入率

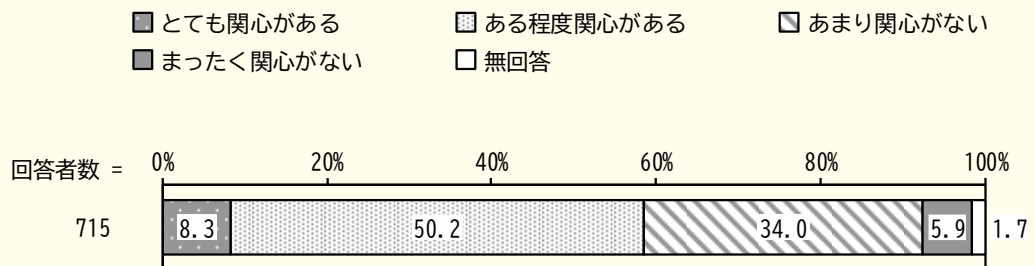
- 現在加入している
- ▨ 以前は加入していたが、現在は加入していない
- ▩ 加入したことがない
- 加入したいが加入の仕方がわからない
- ▨ 自分の地域にそのような組織があることを知らない
- 無回答



「福祉」に関心をおもちですか。

「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が58.5%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が39.9%となっています。

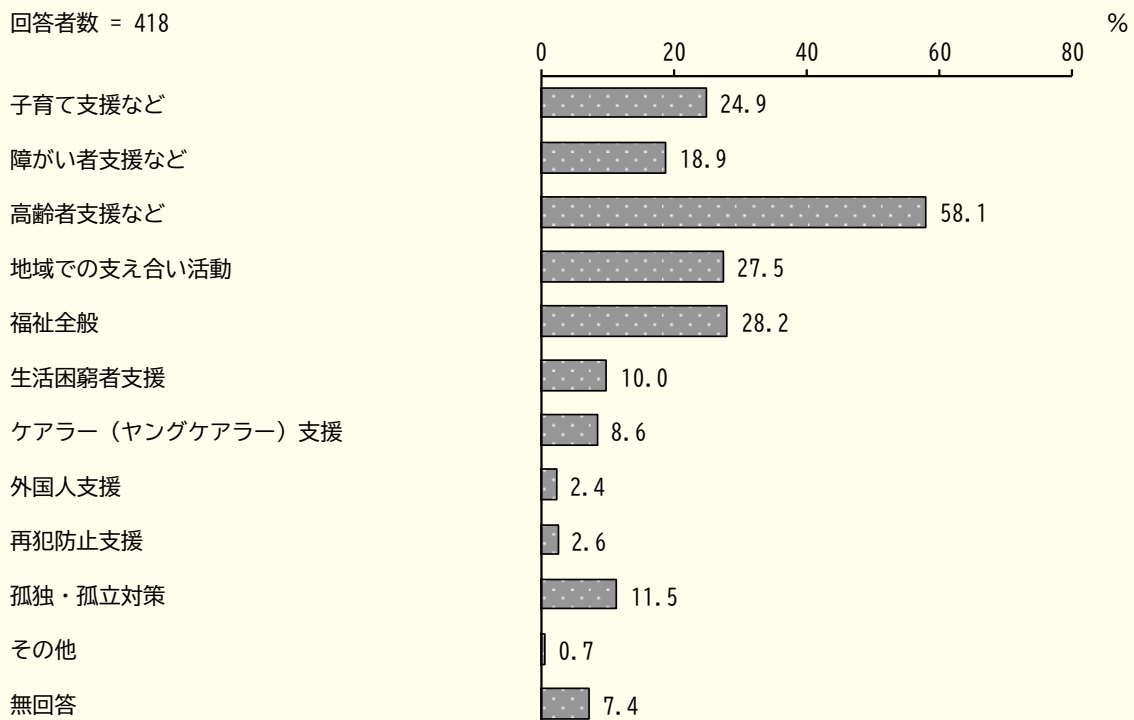
地域福祉に関心がある人



特にどの福祉の分野に関心をおもちですか。(3つまで回答)

「高齢者支援など」の割合が58.1%と最も高く、次いで「福祉全般」の割合が28.2%、「地域での支え合い活動」の割合が27.5%となっています。

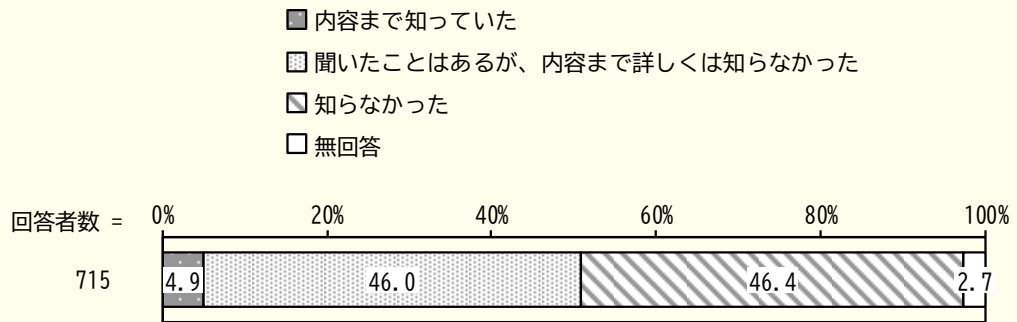
関心のある分野



この調査の前から「地域福祉¹⁸」という言葉を知っていましたか。

「内容まで知っていた」の割合が4.9%、「聞いたことはあるが、内容まで詳しくは知らなかった」の割合が46.0%、「知らなかった」の割合が46.4%となっています。

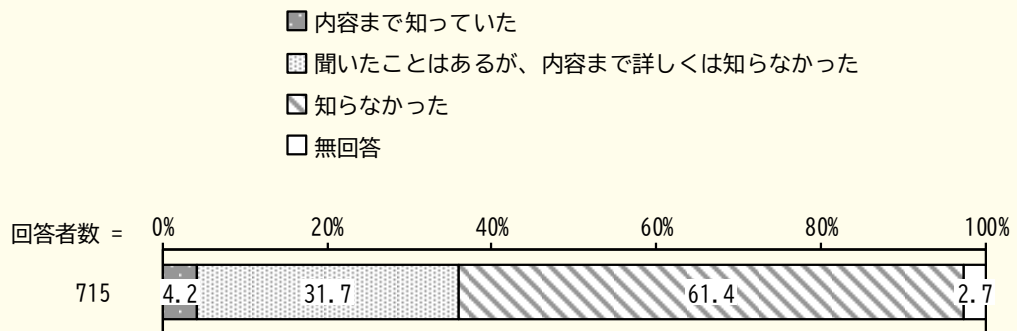
「地域福祉」という言葉を知っていた人



この調査の前から「地域共生社会」という言葉を知っていましたか。

「内容まで知っていた」の割合が4.2%、「聞いたことはあるが、内容まで詳しくは知らなかった」の割合が31.7%、「知らなかった」の割合が61.4%となっています。

「地域共生社会」という言葉を知っていた人

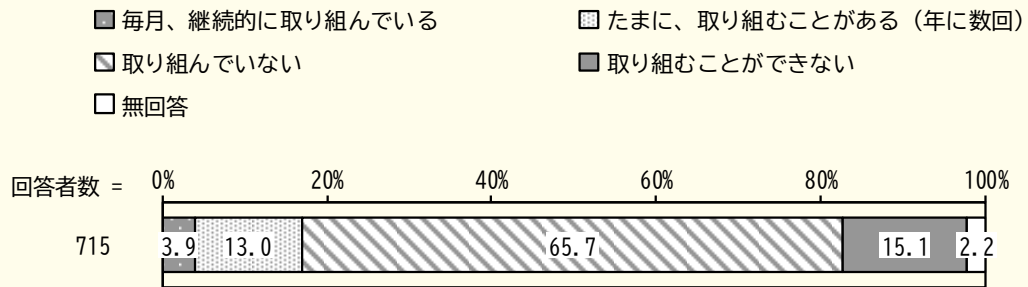


¹⁸ 誰もが住み慣れた地域で、人とのつながりを感じながら安心して暮らせるよう、地域全体で支え合う仕組みのこと。

あなたは現在、地域活動やボランティア活動、仕事以外で地域や住民に対する各種の支援活動等に取り組んでいますか。

「取り組んでいない」の割合が65.7%と最も高く、次いで「取り組むことができない」の割合が15.1%、「たまに、取り組むことがある（年に数回）」の割合が13.0%となっています。

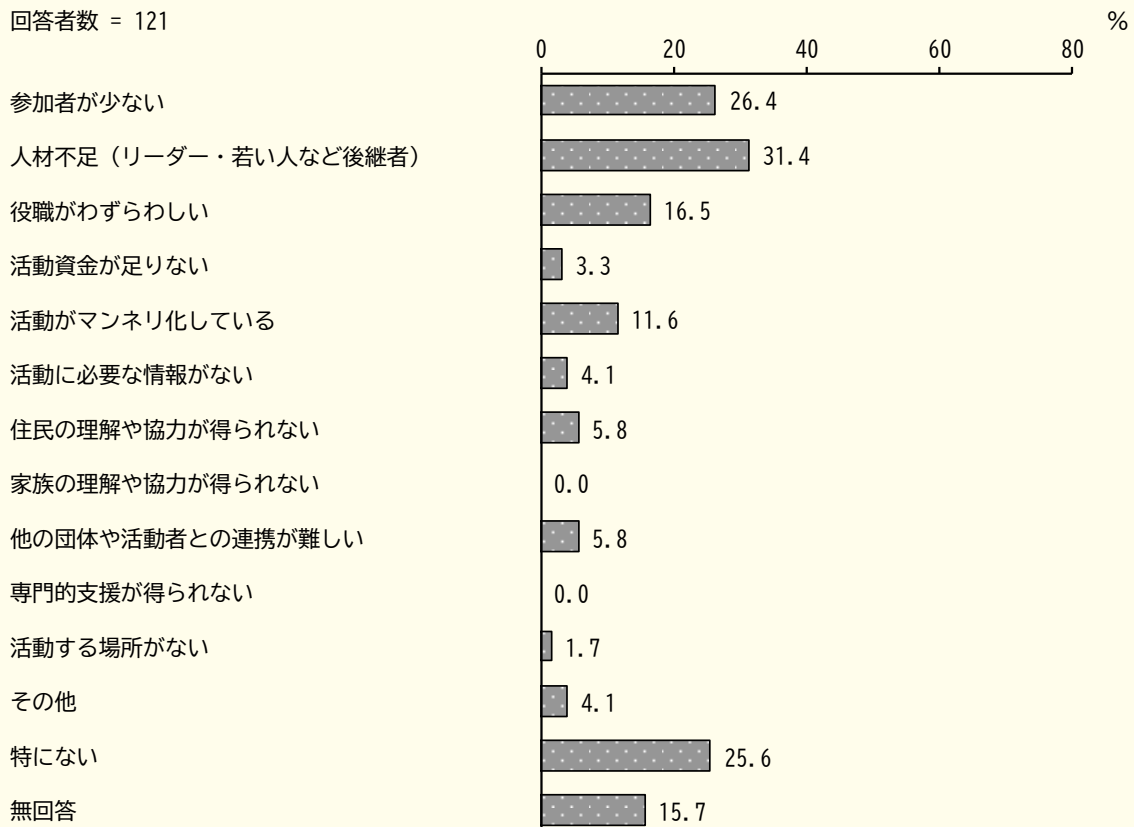
地域活動やボランティア活動への参加状況



活動の中で困ったこと、苦労したことがありますか。（3つまで回答）

「人材不足（リーダー・若い人など後継者）」の割合が31.4%と最も高く、次いで「参加者が少ない」の割合が26.4%、「役職がわずらわしい」の割合が16.5%となっています。

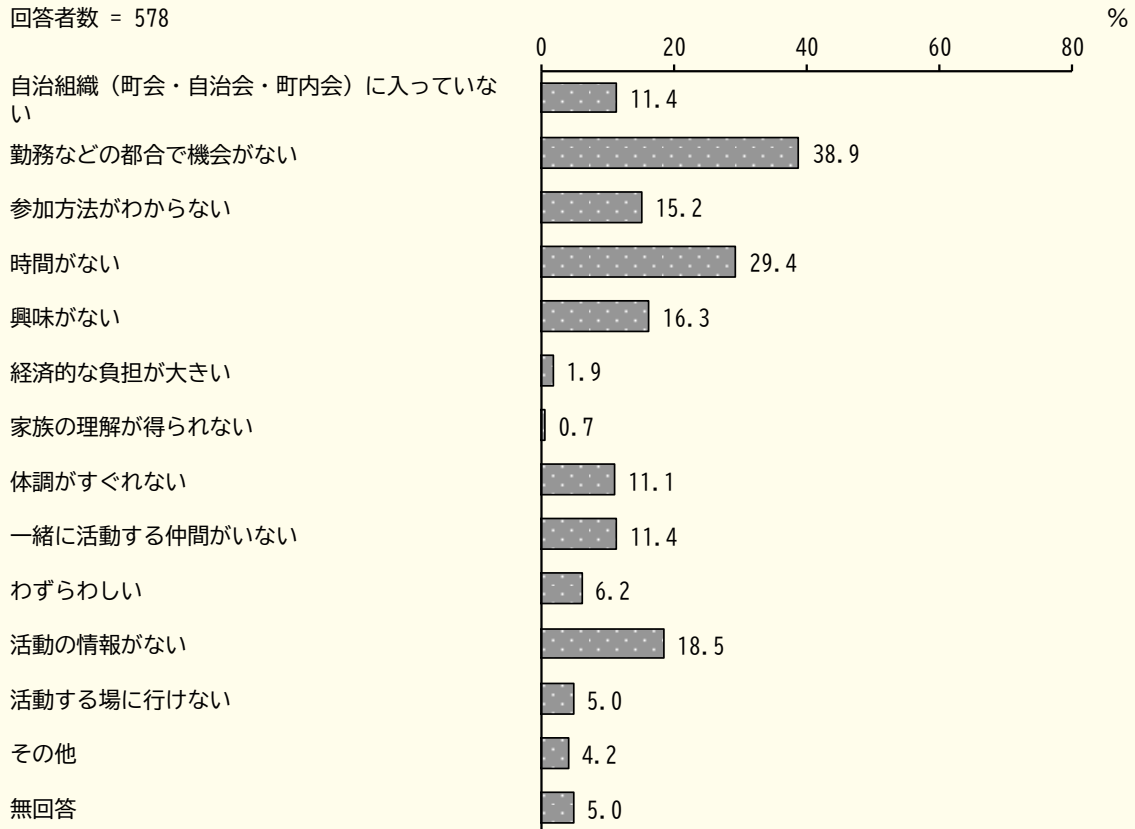
活動における課題



現在活動していない理由を教えてください。(3つまで回答)

「勤務などの都合で機会がない」の割合が38.9%と最も高く、次いで「時間がない」の割合が29.4%、「活動の情報がない」の割合が18.5%となっています。

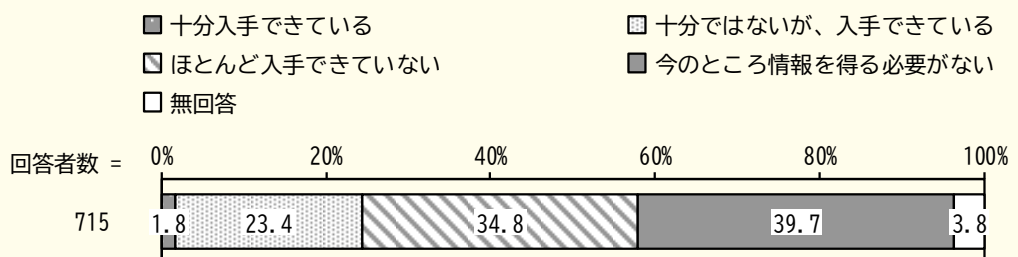
活動に参加していない理由



自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。

「今のところ情報を得る必要がない」の割合が39.7%と最も高く、次いで「ほとんど入手できていない」の割合が34.8%、「十分ではないが、入手できている」の割合が23.4%となっています。

「福祉サービス」の情報について

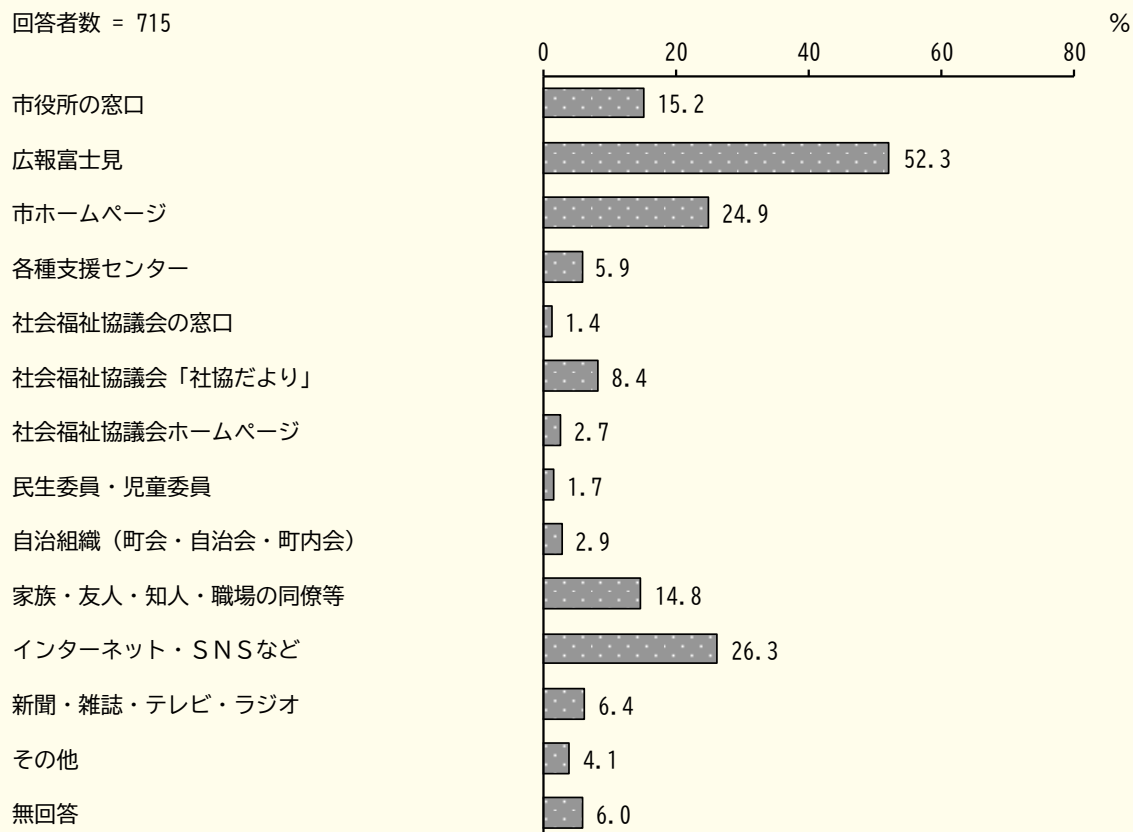


あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。
(あてはまるものすべて回答)

「広報富士見」の割合が52.3%と最も高く、次いで「インターネット・SNSなど」の割合が26.3%、「市ホームページ」の割合が24.9%となっています。

情報の入手先について

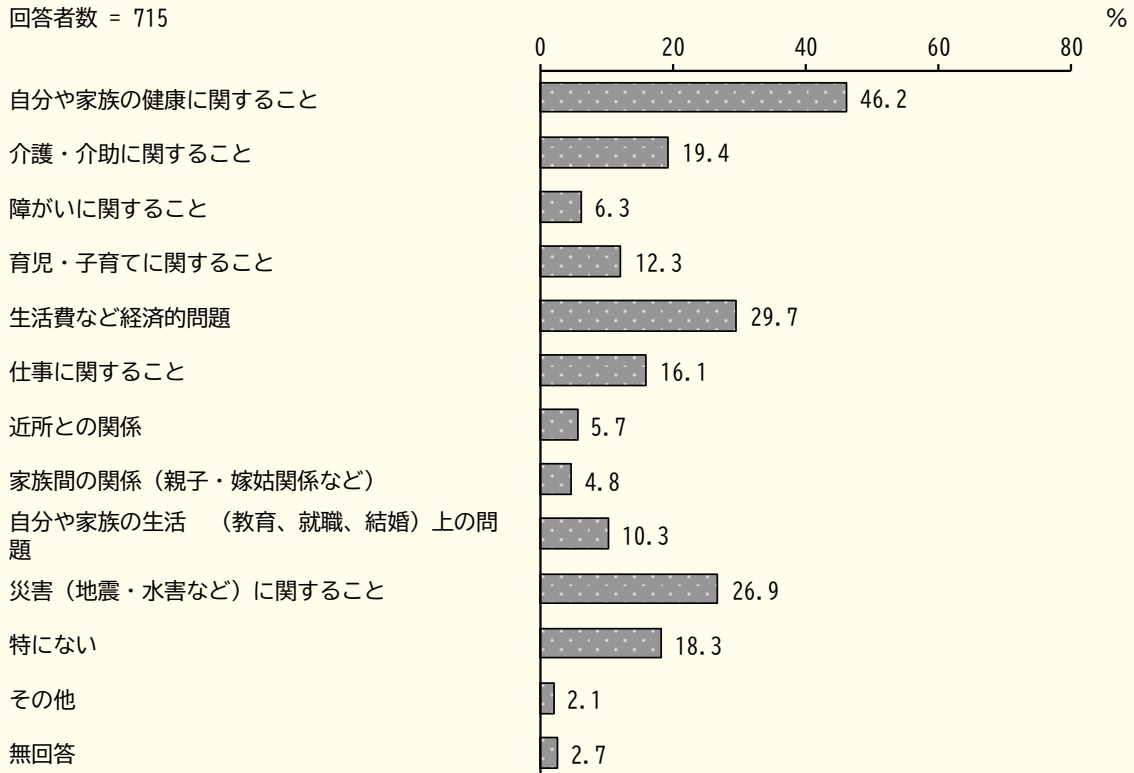
回答者数 = 715



毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるものすべて回答)

「自分や家族の健康に関すること」の割合が46.2%と最も高く、次いで「生活費など経済的問題」の割合が29.7%、「災害（地震・水害など）に関すること」の割合が26.9%となっています。

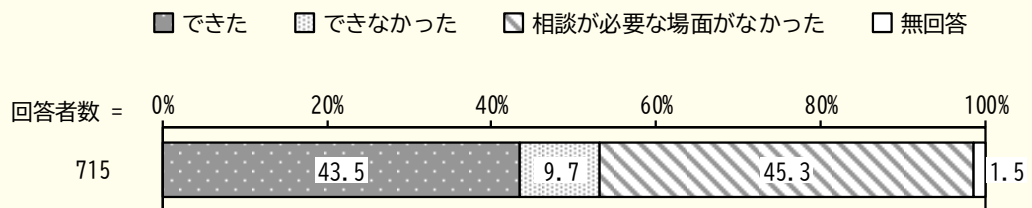
日常生活で悩みや不安を感じる内容



この1年間、相談や助けが必要なときに、誰かに相談することができましたか。

「できた」の割合が43.5%、「できなかった」の割合が9.7%、「相談が必要な場面がなかった」の割合が45.3%となっています。

相談の有無について

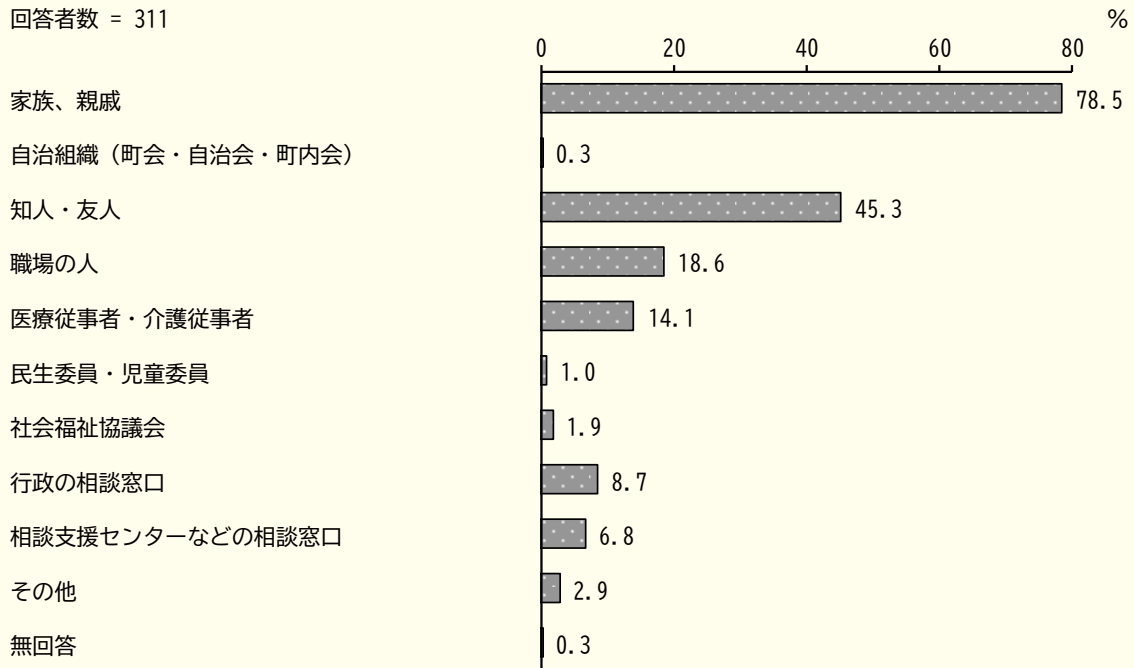


相談や助けが必要なときに、誰（どこ）に相談しましたか。
 （あてはまるものすべて回答）

「家族、親戚」の割合が78.5%と最も高く、次いで「知人・友人」の割合が45.3%、「職場の人」の割合が18.6%となっています。

相談先について

回答者数 = 311

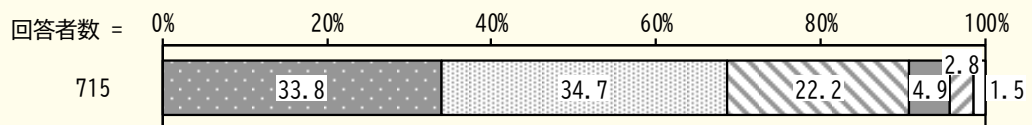


この1年間、孤独であると感じたことはありますか。

「まったくない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が34.7%、「たまにある」の割合が22.2%となっています。

孤独感について

■ まったくない □ほとんどない □たまにある ■しばしばある □常にある □無回答

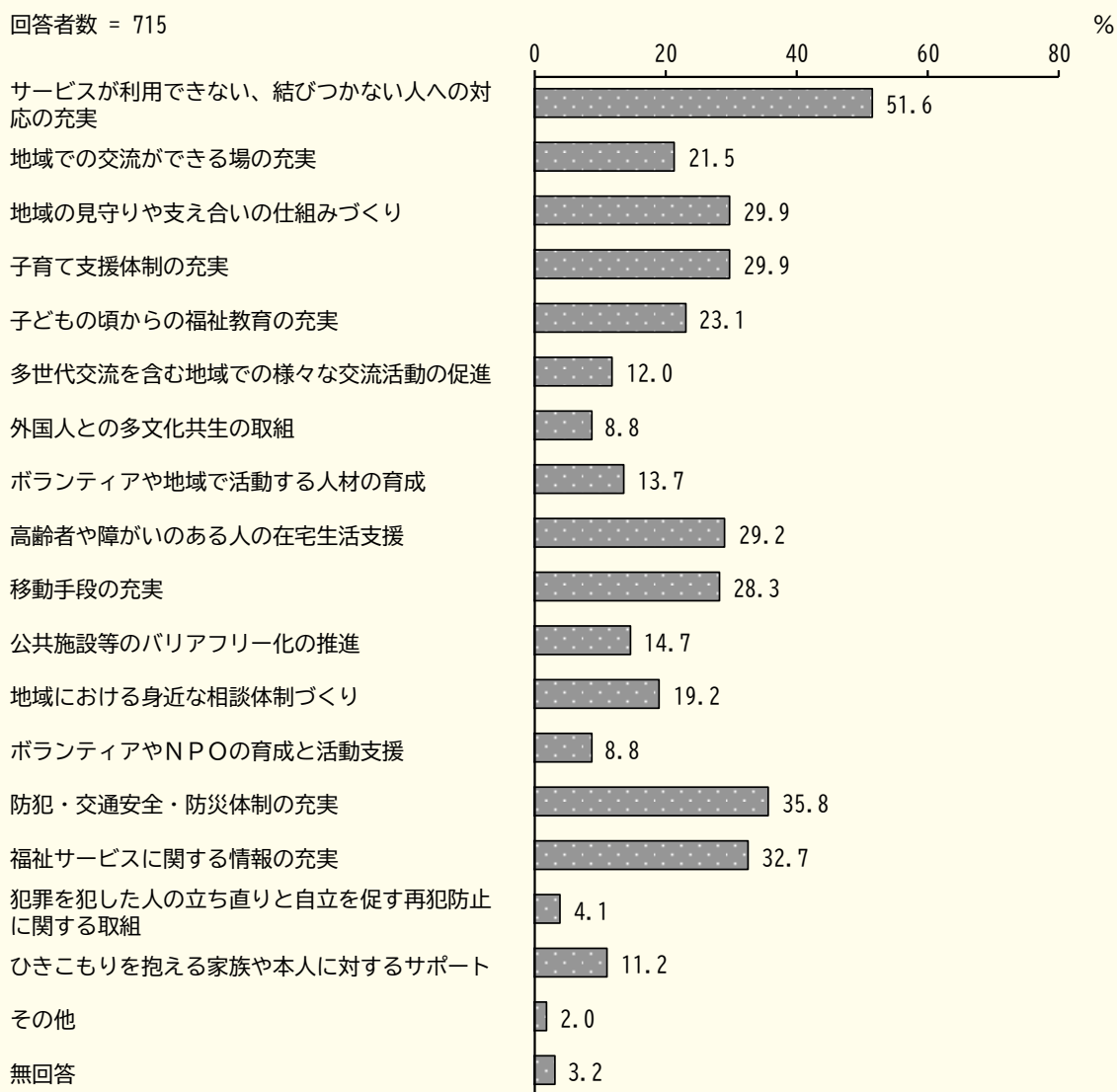


今後、地域福祉を充実させていくために富士見市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか。(あてはまるものすべて回答)

「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」の割合が51.6%と最も高く、次いで「防犯・交通安全・防災体制の充実」の割合が35.8%、「福祉サービスに関する情報の充実」の割合が32.7%となっています。

地域福祉を充実させていく施策

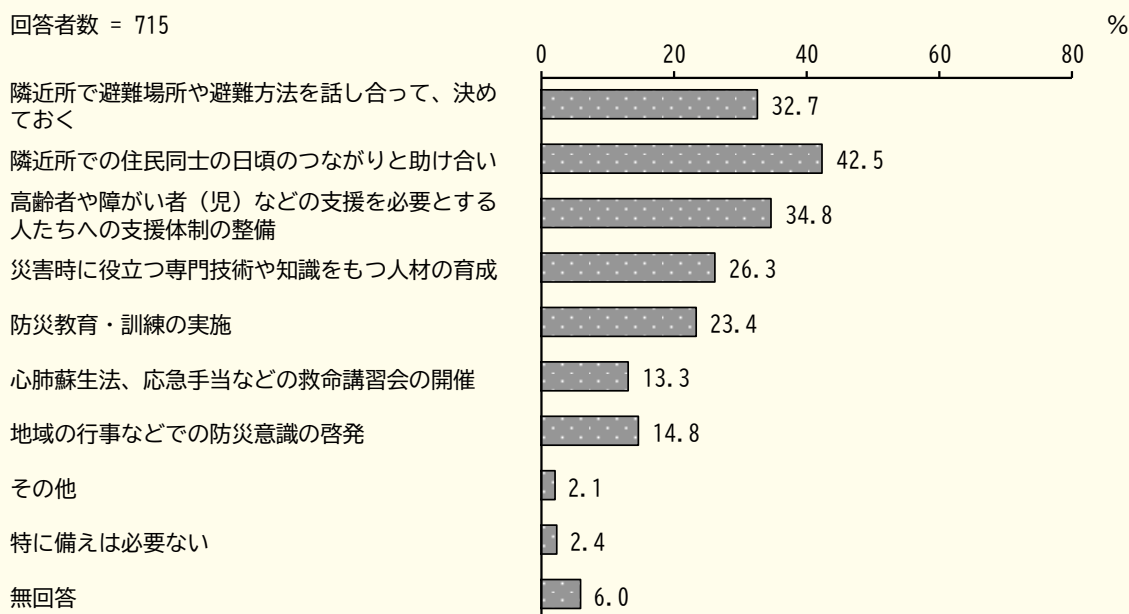
回答者数 = 715



大地震などの災害に備えて、地域でどのような備えが必要だと思いますか。(防災用品の備えを除く。)(3つまで回答)

「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が42.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が34.8%、「隣近所で避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が32.7%となっています。

地域での災害の備え

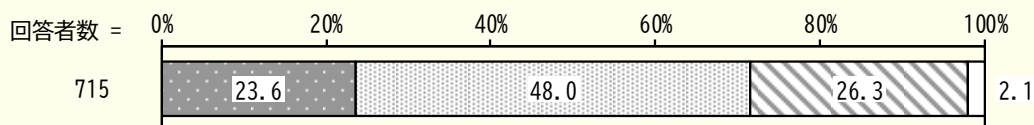


「成年後見制度¹⁹」を知っていますか。

「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が23.6%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が48.0%、「言葉を聞いたことがあり、制度も知っている」の割合が26.3%となっています。

「成年後見制度」について

- 言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない
- ▨ 言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない
- ▤ 言葉を聞いたことがあり、制度も知っている
- 無回答

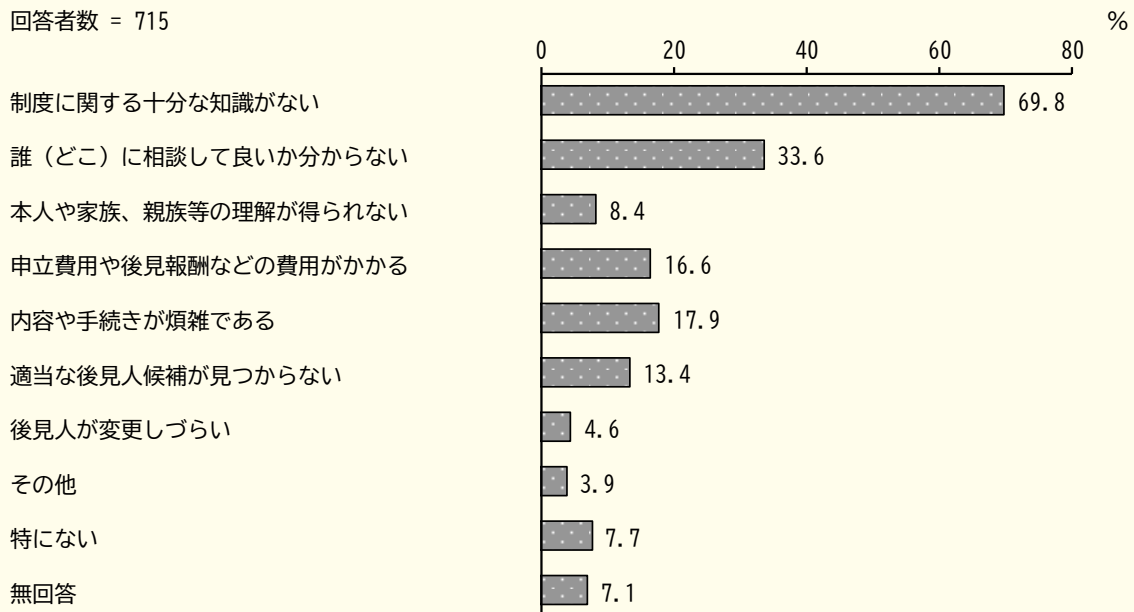


¹⁹ 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人を法律的に保護・支援する制度。

「成年後見制度」の利用がすすまない原因は何だと思えますか。
(あてはまるものすべて回答)

「制度に関する十分な知識がない」の割合が69.8%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談して良いか分からない」の割合が33.6%、「内容や手続きが煩雑である」の割合が17.9%となっています。

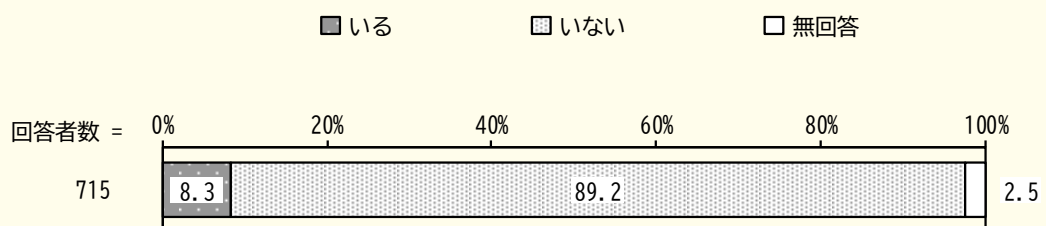
利用が進まない理由



あなた若しくはあなたの周囲にひきこもり²⁰状態の人はいますか。

「いる」の割合が8.3%、「いない」の割合が89.2%となっています。

ひきこもり状態の人について



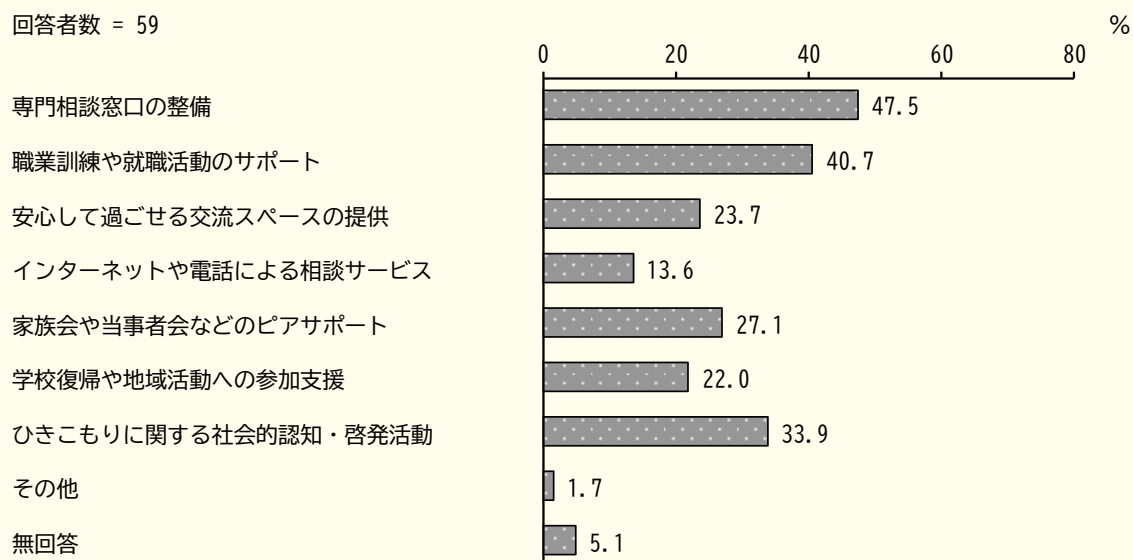
²⁰ 様々な要因により、就学や就労などの社会参加を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

ひきこもり状態の方やご家族に対する支援について、今後充実してほしいものはどれですか。（3つまで回答）

「専門相談窓口の整備」の割合が47.5%と最も高く、次いで「職業訓練や就職活動のサポート」の割合が40.7%、「ひきこもりに関する社会的認知・啓発活動」の割合が33.9%となっています。

今後充実してほしい支援

回答者数 = 59



3 富士見市の地域福祉の課題

(1) 近所付き合いや地域における交流について

アンケート調査によると、日ごろの近所付き合いについて「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が49.4%と最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」が29.2%、「近所付き合いはほとんどしていない」が16.9%となっています。近所付き合いで大切だと思うこととして、「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」が66.3%、「防災活動や災害の時の助け合い」が65.0%、「日常生活で困ったときの助け合い」が33.7%となっており、多くの住民が日常生活での助け合いや防災活動などを意識した関係づくりを求めています。

自治組織（町会）への加入率は62.0%にとどまり、「加入したことがない」が21.3%、「自分の地域にそのような組織があることを知らない」が9.9%となっていることから、地域活動への参加を促進し、交流や支え合い活動をする取組が求められます。

(2) 福祉教育について

アンケート調査によると、地域福祉や社会福祉に関心がある人は58.5%となっており、関心のある分野として「高齢者支援」が58.1%、「福祉全般」が28.2%、「地域での支え合い活動」が27.5%となっています。

一方で、「地域福祉」という言葉を知っていたのは4.9%、「聞いたことはあるが内容までは知らなかった」が46.0%、「知らなかった」が46.4%となっています。また、地域共生社会については、「内容まで知っていた」の割合が4.2%、「聞いたことはあるが、内容まで詳しくは知らなかった」の割合が31.7%、「知らなかった」の割合が61.4%となっており、地域住民一人ひとりが福祉課題に関心を持ち、主体的に関わることができる環境づくりが求められます。

(3) 地域福祉活動の担い手について

アンケート結果を見ると、地域活動やボランティア活動への参加状況として、「毎月、継続的に取り組んでいる」「たまに、取り組むことがある（年に数回）」を合わせた割合は16.9%となっており、活動における課題としては、「人材不足（リーダー・若い人など後継者）」が31.4%、「参加者が少ない」が26.4%と、担い手の確保が課題となっています。一方で「取り組んでいない」が65.7%となっており、活動に参加していない理由としては「勤務などの都合で機会がない」が38.9%、「時間がない」が29.4%、「活動の情報がない」が18.5%と、情報提供や参加しやすい環境整備が必要です。

(4) 福祉に関する情報提供について

アンケート調査では、住民が福祉サービスに関する情報を「ほとんど入手できていない」が34.8%、「十分ではないが、入手できている」が23.4%となっています。情報の入手手段としては「広報富士見」が52.3%で最も多く、次いで「インターネット・SNS等」が26.3%、「市ホームページ」が24.9%となっており、年代を問わず、住民が必要な情報にアクセスできるよう様々な媒体による情報提供が重要です。

(5) 相談支援について

アンケート調査によると、住民が日常生活で悩みや不安を感じる内容として、「自分や家族の健康に関すること」が46.2%、「生活費など経済的問題」が29.7%、「災害（地震・水害など）に関すること」が26.9%となっています。また、相談や助けが必要なときに「誰かに相談できた」と回答した住民は43.5%にとどまり、相談できなかった人は9.7%となっています。相談先としては「家族・親戚」が78.5%、「知人・友人」が45.3%、「職場の人」が18.6%となっており、身近な人への相談が高い一方で、公的な相談窓口は低い状況となっており、相談しやすい環境づくりとともに、相談窓口の周知が必要です。

また、孤独感については「しばしばある」が4.9%、「常にある」が2.8%と孤独を感じている人もおり、地域での見守りや支え合い活動の強化が必要です。

(6) 防犯・防災について

全国的に大規模な地震や水害などの自然災害、特殊詐欺²¹が増加する中、アンケート調査では、地域福祉を充実させていく施策として、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が35.8%となっており、防犯や防災対策に関する関心が高まっています。また、地域での災害の備えについては、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が42.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」、「隣近所で避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」となっており、個人の備えだけでなく、日ごろの近所付き合いなど、隣近所での協力や地域との連携がますます重要となっています。

(7) 成年後見制度について

アンケート調査では、成年後見制度について「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答した人が23.6%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が48.0%となっています。利用が進まない理由としては、「制度に関する十分な知識がない」が69.8%と最も高く、「誰に相談すればよいかわからない」や「手続きが煩雑である」も挙げられており、成年後見制度について周知し、制度の利用を促進する必要があります。

²¹ 電話などで親族や公共機関の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取る犯罪。「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などがあります。

(8) ひきこもり支援について

アンケート結果を見ると、周囲にひきこもり状態の人が「いる」と回答した割合は8.3%となっています。また、ひきこもりに関する相談窓口の存在を「知らなかった」と回答した割合が73.8%となっており、ひきこもりに関する相談窓口の周知が必要です。今後充実してほしい支援としては、「専門相談窓口の整備」が47.5%、「職業訓練や就職活動のサポート」が40.7%、「ひきこもりに関する社会的認知・啓発活動」が33.9%となっており、就労支援や相談体制の整備が求められています。

計画の目指す方向性

1 基本理念

本市では、前計画にあたる「第3次富士見市地域福祉計画」において、福祉のまちづくりの推進のためには、地域住民、事業者、市（行政）、社会福祉協議会などが、それぞれの立場を超えて連携し、互いの気持ちを一つにして取り組んでいくことが重要であるとの思いから、「住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」のあるまちづくり」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。

前計画の策定から5年が経過し、福祉現場では8050問題に代表されるひきこもりやヤングケアラーなど、一つの制度や分野ごとの福祉サービスだけでは十分に対応しきれないケースが増加しています。誰もが住み慣れた地域で安心して心地よく暮らし続けていくためには、身近な地域で人と人が出会い、ふれあいを重ねることで新たなつながりを生み、お互いに支え合うことができる地域社会の構築がこれまで以上に求められています。また、地域の課題や福祉ニーズに対しては、誰もが地域に愛着と責任感を持ちながら、行政や社会福祉協議会、事業者、町会、民生委員・児童委員、ボランティア、市民活動団体、学校等の多様な主体と地域住民が連携して取り組むことによって、福祉のまちづくりを進めていくことが大切です。

本計画では、第3次富士見市地域福祉計画で掲げた基本的な考え方を継承しつつ、国がめざす地域共生社会の実現に向けて、より一歩進んだ本市の姿を示すため、基本理念を次のとおり定めます。

**住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための
「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」
のある地域共生のまちづくり**

ここでいう「出会い」は、多様な人が身近な地域で自然に顔を合わせ、新たなつながりが生まれること、「ふれあい」は、日々の暮らしの中で互いの存在を認め合い、気にかけて関わりを意味します。「支えあい」は、困りごとを抱えたときに、お互いさまの気持ちで相談し合い、見守り合いながら、必要な支援や制度につながっていくこと、「地域愛」は、自分の暮らすまちに愛着と誇りを持ち、「このまちで暮らし続けたい」「このまちをより良くしていきたい」という思いを表しています。

本計画では、この基本理念のもと、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として捉え、出会い・ふれあい・支えあい・地域愛を育みながら、誰もが住み慣れた地域で安心して心地よく暮らし続けられる地域共生のまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を定め、重点施策を位置づけて取組を進めます。

基本目標 1

誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり

重点施策 多機能型の居場所づくりの推進

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、身近な生活課題や孤独・孤立の問題を「我が事」として捉え、行政や関係団体とともに解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、市では、福祉への理解や関心が広がるように努めるとともに、多様な主体が地域で交流・協働できる場づくりを支援し、孤独・孤立を生みにくい環境を整備します。こうした取組を通じて、それぞれが役割を發揮し、連携して支え合う地域づくりを目指します。

基本目標 2

誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らせる仕組みづくり

重点施策 eスポーツによる健康・生きがい・つながりづくり

乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりやフレイル²²予防、こころの健康づくりを推進するとともに、就労・ボランティア・趣味活動など、生きがいや役割を持って社会と関わる機会の充実を図ります。

あわせて、医療機関や通いの場など地域資源にアクセスしやすい環境の整備と、就労やボランティア等の社会参加につなげる仕組みづくりを進めます。こうした取組を通じて、人と人とのつながりの中で、誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

²² 加齢により心身の活力が低下し、要支援・要介護になる手前の状態のこと。

基本目標 3

誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり

重点施策 包括的な支援体制²³の充実（重層的支援体制整備事業の実施）

生活の困りごとや不安を抱えた住民が、「どこに相談したらよいか分からない」「相談しても断られてしまう」といったことがないように、分野や制度の壁をこえて相談を受け止め、適切な支援につなぐ「断らない相談」を推進します。

そのため、市では、「重層的支援体制整備事業」を核とした体制づくりを進めます。高齢や障がい、子ども、生活困窮などの分野にまたがる複合的な課題に対応できるよう、市の関係部署をはじめ、社会福祉協議会や福祉サービス事業者、NPO、ボランティア団体等がチームとなって連携・協働し、包括的な支援を提供します。

関連計画 「富士見市再犯防止推進計画」 「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画」

基本目標 4

誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり

重点施策 成年後見制度の利用促進

誰もが安心・安全に暮らせる地域を実現するため、日頃の見守りや地域の助け合いを大切にしつつ、地域住民・関係団体・行政が連携して防犯・防災活動に取り組み、犯罪や災害に強いまちづくりを推進します。

あわせて、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組の強化、人権啓発の推進などにより、誰もが尊厳をもって暮らせるよう権利擁護²⁴体制の充実を図ります。こうした取組を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる基盤づくりを進めます。

関連計画 「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」

²³ 高齢、障がい、子どもといった分野ごとの「縦割り」ではなく、属性や世代を問わず、住民の抱える複雑な課題を丸ごと受け止め、関係機関が連携して一体的に支援する体制のこと。

²⁴ 認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の、財産管理や契約手続きを支援したり、虐待から守ったりするための仕組みの総称。

3 施策体系

基本理念

「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」のある地域共生のまちづくり
 住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための

基本目標

基本目標 1

誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり

基本目標 2

誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らせる仕組みづくり

基本目標 3

誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり

基本目標 4

誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり

基本施策

- ① 地域福祉活動を支える担い手づくり
- ② 誰もが気軽に集える場づくり
- ③ 地域でつながりを活かして支え合う仕組みづくり

【重点施策】「多機能型の居場所づくりの推進」

- ① 市民の心身の健康づくりの推進
- ② 多様な社会参加の推進
- ③ 地域資源にアクセスしやすい環境の整備

【重点施策】「eスポーツによる健康・生きがい・つながりづくり」

- ① 包括的な支援体制の充実【関連計画：富士見市重層的支援体制整備事業実施計画】
- ② 生活困窮者の自立に向けた支援
- ③ 様々な困難を抱える人への支援体制の構築【関連計画：富士見市再犯防止推進計画】
- ④ 福祉サービスの提供体制の確保

【重点施策】「重層的支援体制整備事業の実施」

- ① 防犯・防災対策の仕組みづくり
- ② 権利擁護体制の充実【関連計画：第2期富士見市成年後見制度利用促進計画】
- ③ DV及び虐待防止体制の強化
- ④ 安心・安全な住環境の整備

【重点施策】「成年後見制度の利用促進」

施策の展開

基本目標 1

誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり

具体的な施策

【基本施策①】 地域福祉活動を支える担い手づくり

- 福祉教育の充実
- ふじみ福祉フォーラム21の開催
- 手話言語条例の推進
- あいサポート運動の推進
- 認知症サポーター養成講座の開催

【基本施策②】 誰もが気軽に集える場づくり

- 全世代型サロンの推進
- 老人福祉センターの運営
- オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催
- 子育てサロンの開催
- 子ども食堂の開催
- **多機能型の居場所づくりの推進【重点施策】**

【基本施策③】 地域でつながりを活かして支え合う仕組みづくり

- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 地域の見守り体制の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- ファミリー・サポート・センターの利用促進
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 孤独・孤立対策の推進【新規施策】

(1) 重点的に取り組む施策

| 事業名 | 多機能型の居場所づくりの推進 | 担当課 | 福祉政策課 |
|--|----------------|-----|-------|
| 具体的な内容 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢や背景を問わず、誰もが気軽に集い、安心して過ごせる「居場所」に、暮らしの困りごとを相談できる窓口としての役割を付加します。これにより、地域での交流と相談支援の機能をあわせ持つ、多機能型の居場所づくりを推進します。 | | | |
| 今後の方針 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設等を活用し、誰もが安心して過ごせる「開かれた居場所」を試行的に開催します。会場には相談員を配置し、くつろぎの場を提供しながら、健康面や暮らしの困りごとなどの相談に対応できる体制を整えます。 | | | |

(2) 基本施策の取組内容と役割分担

基本施策① 地域福祉活動を支える担い手づくり

地域や学校における福祉教育の充実を図るとともに、イベントや各種講座を通じて福祉への理解を促進することで、地域福祉の担い手づくりに取り組みます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|--|--|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や福祉のことに関心を持ち、地域行事や各種講座、地域活動に参加しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域行事や各種講座、地域のイベントなどに人材・場を提供するなど積極的に協力しましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 学校教育課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校において、福祉教育の実践に取り組むとともに、社会体験活動として、幼稚園や保育所（園）、福祉施設などにおいて交流活動を実施します |
| | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ふじみ福祉フォーラム21²⁵」を開催し、地域福祉活動への市民参加を促進します |
| | 障がい福祉課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「富士見市手話言語条例²⁶」に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などの開催を推進し、手話に対する理解を深め、広く普及を図ります |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいへの正しい知識の普及啓発を目的に、あいサポーターの養成や、あいサポート企業・団体の認定などの「あいサポート運動²⁷」を推進します |
| 高齢者福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症を理解し、認知症の人と家族を見守る応援者として認知症サポーター²⁸を養成することで、認知症への理解の促進を図ります ■ 認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の構築を目指します | |

²⁵ 地域住民主体の福祉活動及びその活動を行う団体の名称。福祉に関する講演会等を毎年企画。

²⁶ 手話は独自の言語であることを認め、手話に対する理解の普及や、手話を使いやすい環境整備を推進するための条例。

²⁷ 様々な障がいの特性を正しく理解し、困っている人がいたら「ちょっとした手助け」を実践する運動。

²⁸ 「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症について正しく理解した人。

基本施策② 誰もが気軽に集える場づくり

身近な地域で誰もが気軽に集い、交流できるよう、各種サロンや居場所づくりを推進します。また、重点施策として、誰もが気軽に集える居場所に困りごとの相談機能を付加した「多機能型の居場所づくり」を推進します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|------------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域行事、各種サロンなどに参加して地域の人とつながりをつくりましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設などの場や人材の提供を通じて、地域住民との交流を深めましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 多世代が交流する「全世代型サロン」を推進します |
| | 高齢者福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の健康増進、教養の向上、娯楽などの活動の場である「老人福祉センター」の機能の維持を図ります ■ オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を推進し、認知症の人やその家族、支援者などが気軽に交流できる環境づくりを支援します |
| | 公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て中の親同士の交流や情報交換の場として、子育てサロンの開催を支援します |
| | 子ども未来応援センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「食」を通じた居場所である「子ども食堂²⁹」の運営や立ち上げを支援します |
| | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが気軽に集える居場所と困りごとの相談機能をあわせもつ「多機能型の居場所づくり」を推進します【重点施策】 |

²⁹ 地域住民やボランティアが、子どもたちに無料または安価で食事を提供する場。経済的な支援だけでなく、孤食の解消や、地域の人とふれあう「居場所」としての役割を担っています。

基本施策③ 地域でつながりを活かして支え合う仕組みづくり

市民一人ひとりの「我が事」意識を醸成し、地域のちょっとした困りごとは地域で解決できる仕組みづくりを推進します。

また、新規事業として、人生のあらゆる段階において、誰にでも生じ得るものとされている「孤独・孤立問題」への対策を通じて、誰もがつながりを感じられる地域づくりを進めます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|-------------------|--|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 隣近所で顔の見える関係をつくり、見守りや支え合いを行いましょ ■ 地域の課題を「我が事」として捉え、解決に向けて主体的に取り組ま |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政や社会福祉協議会、事業者、NPO、地域団体などの間で地域の情報を共有し、連携体制を構築しましょ |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域と行政のつなぎ役として民生委員・児童委員を周知するとともに、研修会の開催などを通じて活動を支援しま ■ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するため、社会福祉法人との連携を図りま ■ 「孤独・孤立問題」の周知を図り、地域全体で支援する気運を醸成しま |
| | 高齢者福祉課 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「高齢者見守りネットワーク」や「要援護者見守り事業」を推進し、地域の見守り体制の強化に取り組ま |
| | 高齢者福祉課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援コーディネーター³⁰が中心となり、多様な関係者間の調整を図ることで、地域の中での支え合いの仕組みづくりを推進しま |
| | 子ども未来応援センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリー・サポート・センター³¹の提供会員及び依頼会員の充実を図り、地域の助け合いの子育てを推進しま |

³⁰ 別名「地域支え合い推進員」。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、体操の集まりやサロンなどの「通いの場」を作ったり、支え合いの活動を広げたりする専門職です。

³¹ 子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、地域で子育てを助け合う仕組みです。

(3) 成果指標

| 評価指標 | 現状地 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) | 指標の引用元 |
|--|----------------|-----------------|-----------------|
| 地域活動への参加状況 (「地域活動・ボランティアに取り組んでいない人の割合」) | 66.8% | 50.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 地域への愛着がある住民 (「たいへん感じている」「少し感じている」を合わせた割合) | 65.1% | 75.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 福祉のまちづくり(満足度) | 57.6% | 65.0% | 市民意識調査 |
| 多機能型の居場所の開催回数【重点施策】 | — | 5回/年 | 福祉政策課提供 |

基本目標 2

誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らせる仕組みづくり

具体的な施策

【基本施策①】市民の心身の健康づくりの推進

- 特定健康診査及び特定保健指導の推進
- 身近な地域での健康づくりの推進
- フレイルチェック事業の推進
- こころの健康づくりの推進
- eスポーツ³²による健康・生きがい・つながりづくり
【重点施策】

【基本施策②】多様な社会参加の推進

- 高齢者・障がい者・生活困窮者・ひきこもり状態にある人等の就労支援
- 市民の生きがいづくりへの支援

【基本施策③】地域資源にアクセスしやすい環境の整備

- 福祉部門と交通部門の連携による移動支援のあり方の検討・推進
【新規施策】
- 地域住民の助け合いによる生活援助サービスへの支援【新規施策】

(1) 重点的に取り組む施策

| 事業名 | eスポーツによる健康・生きがい・つながりづくり | 担当課 | 健康増進センター |
|---|-------------------------|-----|----------|
| 具体的な内容 | | | |
| ■ フレイル予防として導入したeスポーツを、今後は高齢者だけでなく、子ども・若者・障がいのある方など多様な人々の交流を促進させるツールとして位置づけます。既存のサロンや居場所等の活動にeスポーツを取り入れることで、活動の活性化や若い世代や男性など新たな参加者層の開拓、初めてでも参加しやすい雰囲気づくりを図ります。 | | | |
| 今後の方向性 | | | |
| ■ 既存のサロンや居場所等の活動団体に働きかけ、新たな活動メニューとしてeスポーツの導入が可能か協議・検討を進めます。 | | | |

³² ビデオゲームやコンピューターゲームを「スポーツ」として捉える名称です。近年、高齢者の認知機能低下を防ぐツールとして導入が進んでいます。

(2) 基本施策の取組内容と役割分担

基本施策① 市民の心身の健康づくりの推進

市民が健康で生き生きと自分らしく暮らしていけるように、市民が主体の健康づくりを推進します。

また、重点施策として、eスポーツを活用して多様な人々の交流を図り、市民の健康と生きがい、つながりづくりを促進します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|---------------------------|--|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自分自身の健康状態に関心を持ち、心身共に健康な状態を保持できるよう、健康やつながりをつくる活動に参加しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における健康づくりや介護予防活動に積極的に協力しましょう |
| 市 | 保険年金課 健康増進センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健康診査及び特定保健指導の推進により、市民の生活習慣病の予防に取り組みます |
| | 健康増進センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ふじみパワーアップ体操」の普及を支援することで、市民が主体の健康づくりに取り組みます |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「フレイルチェック³³事業」を推進することで、市民が主体の介護予防の取組を推進します ■ eスポーツを活用し、多様な人々の健康づくりや生きがいづくり、つながりづくりを促進させます【重点施策】 |
| | 公民館 健康増進センター 高齢者福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の介護予防拠点の「水谷東ふれあいサロン」「いきいき活動室」「高齢者いきいきふれあいセンター」「いきいき元気塾うえるかむ」の利用促進を図ります |
| | 健康増進センター 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2期富士見市健康推進計画」に基づき、ゲートキーパー³⁴の養成やこころの健康相談に取り組みます |

³³ 自分の心身の状態がフレイル(虚弱)になっていないかを確認するための簡易的なチェック。

³⁴ 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

基本施策② 多様な社会参加の推進

誰もが生きがいを持って生活できるよう、仕事や趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくりまします。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|----------------------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 趣味や生きがいを見つけましよう |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労や趣味のサークル、地域活動などへの参加を通じて社会とのつながりを持ちましよう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の知識や経験、技術を活かした多様な社会参加の環境づくりに協力ましよう |
| 市・社会福祉協議会 | 高齢者福祉課 障がい福祉課 産業経済課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労意欲のある高齢者や障がい者、生活困窮者等には、シルバー人材センター³⁵の周知や、障がい者就労支援センター、ハローワーク³⁶などの関係機関と連携して対応まします |
| | 障がい福祉課 福祉政策課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業と福祉の連携を推進することで、障がい者やひきこもり状態にある人の新たな就労の場や、社会参加のきっかけづくりを支援まします |
| | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 孤独・孤立状態にある人やひきこもりなど、社会とのつながりを失っている人に対しては、社会とのつながりの回復を支援まします |
| | 公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館における生涯学習活動を推進することで、高齢者の生きがいづくりに取り組まします |
| | 福祉政策課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民福祉活動センター「ぱれっと」を拠点とした様々な地域活動やボランティア活動を支援まします |
| | | |

³⁵ 健康で働く意欲のある高齢の人に対し、臨時的・短期的な仕事を提供し、生きがいの充実と社会参加を促進するための公益社団法人です。

³⁶ 国が運営する職業紹介機関で、求職者への職業相談・紹介や職業訓練、雇用保険（失業給付等）の手続きを行っています。

基本施策③ 地域資源にアクセスしやすい環境の整備

高齢者や障がいのある人、妊婦などの移動に困難を抱える市民が安心して暮らし続けられるよう、通いの場や居場所などにアクセスしやすい環境整備に取り組みます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|----------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 近所の高齢者や障がいのある人のゴミ出しを手伝う、スーパーへ行く際に声をかけるなど、日常的な助け合いに取り組みましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関が少ない地域においては、住民主体の移動支援サービスを検討しましょう ■ 移動したくなる「目的地（サロン、体操教室、趣味の集い等）」を企画・運営しましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 都市計画課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉部門と公共交通部門が連携して移動に困難を抱える市民への支援のあり方を検討し、医療機関や駅などへのアクセスを支援します |
| | 高齢者福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険制度の仕組みを活用して、住民主体の移動支援を含む生活援助サービスを支援します |
| | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民主体の地域活動や助け合い活動を支援します |

(3) 成果指標

| 評価指標 | 現状地 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) | 指標の引用元 |
|--|----------------|-----------------|-------------------|
| 健康だと感じる人の割合 | 80.2% | 88.5% | 健康に関するアンケート調査 |
| フレイルを知っている割合 | 31.8% | 50.0% | 健康に関するアンケート調査 |
| ふるさとハローワークにおける就職率 | 22.5% | 30.0% | 産業経済課提供 |
| 気軽に行ける居場所がある人の割合 | 50.8% | 70.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| eスポーツを導入したサロンや居場所等の活動団体の数【重点施策】 | — | 6団体 | 健康増進センター提供 |

基本目標3

誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり

具体的な施策

- 【基本施策①】 包括的な支援体制の充実
 - 市役所関係部署、団体、事業者、支援機関などの相互連携の強化
 - 相談窓口の充実
 - 包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業の実施）
【重点施策】
【第5章③「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画」と連動】
- 【基本施策②】 生活困窮者の自立に向けた支援
 - 生活困窮者自立支援事業の推進
 - 生活困窮の未然防止と早期支援の充実【新規施策】
- 【基本施策③】 様々な困難を抱える人への支援体制の構築
 - 再犯防止の取組の推進【新規施策】
【第5章②「富士見市再犯防止推進計画」と連動】
 - ひきこもり支援の推進【新規施策】
- 【基本施策④】 福祉サービスの提供体制の確保
 - 福祉人材の確保
 - 多様な媒体による福祉関連情報の発信
 - 福祉関連情報のバリアフリー化
 - 出前講座の拡充

(1) 重点的に取り組む施策

| 事業名 | 包括的な支援体制の充実 (重層的支援体制整備事業) | 担当課 | 福祉政策課 |
|---|------------------------------|-----|-------|
| 具体的な内容 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 属性や世代を問わず相談を受け止める「包括的相談支援事業」、多様な社会参加をコーディネートする「参加支援事業」、地域の居場所や交流の場づくりを進める「地域づくり事業」、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の事例に対して、多機関の連携・協働により包括的な支援を提供する「多機関協働事業」、支援につながりにくい人への訪問支援等を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の5つの事業を一体的に実施することで、切れ目のない支援体制の構築をめざします。 | | | |
| 今後の方針 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施することで、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実に取り組みます。 | | | |

(2) 基本施策の取組内容と役割分担

基本施策① 包括的な支援体制の充実

市民の複雑化・複合化した課題に対応するため、分野横断的な福祉サービスの検討や、官民の連携・協働による取組の推進、市の関係部署を横断した情報共有・連携体制の構築に取り組めます。

また、重点施策として、重層的支援体制整備事業を活用して包括的な支援体制の充実に取り組めます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-----------|-------------------|---|
| | 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 身の回りで困っている人には相談窓口や福祉制度・サービスなどの情報を伝えましょう |
| | 地域（事業者、NPO、地域団体等） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 困っている人への相談対応や、適切な相談支援機関につなげる取組を推進しましょう ■ 複雑化・複合化する生活課題に対応するため、行政、地域団体、支援機関、他分野の事業所との連携を強化しましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 重層的支援体制整備事業を活用して包括的な支援体制の充実に取り組めます【重点施策】 【関連計画：富士見市重層的支援体制整備事業実施計画】 |
| | 福祉関連部署 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉ニーズや地域資源の把握に努めます |
| | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市の関係部署、団体、事業者、支援機関などの連携・協働の強化に取り組めます |
| | 福祉関連部署 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の相談窓口の機能を活用することで、住民の身近な場所で安心して相談できる包括的な支援体制の構築に取り組めます ■ 市の関係部署を横断した情報共有・連携体制を構築することで、相談支援体制の強化に取り組めます ■ 支援が届きにくい人に対しては、訪問支援（アウトリーチ）を通じた支援体制の強化に取り組めます ■ 複合的な課題や制度の狭間に対応できるように、市の職員のスキルアップを図ります |

基本施策② 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮の未然防止と早期発見・対応に努め、困りごとが深刻化する前からの支援を強化します。あわせて、生活困窮世帯の子どもへの学習支援等を通じて、次世代が貧困の連鎖に陥ることのないように支援します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|------------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活に困っている人を早期に発見できるよう日頃から気をつけ、必要に応じて相談窓口を紹介しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活に困っている人の早期発見や、自立に向けた支援に協力しましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「生活サポートセンター☆ふじみ」において、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、相談者の生活再建と自立に向けた支援に取り組みます ■ 「生活サポートセンター☆ふじみ」を中心に、多様な関係機関との連携を図り、地域における生活困窮者支援のネットワークづくりに取り組みます ■ 生活困窮者に対しては、訪問支援（アウトリーチ）なども含めた早期支援に取り組みます |
| | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活保護制度について、法令に基づき適正かつ公平に実施します ■ 民生委員・児童委員と連携し、生活に困っている人の把握と支援に取り組みます ■ ICT活用や社会保障教育の推進などにより、困ったときにSOSが出しやすい環境づくりに取り組みます【新規施策】 ■ 貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援事業である「アスポート事業」や「ジュニア・アスポート事業」を推進します |

基本施策③ 様々な困難を抱える人への支援体制の構築

ひきこもり状態にある人や罪を犯した人・非行に走った人など、社会的に孤立しやすい状況にある人への支援体制を構築します。本人や家族だけが抱え込むことがないよう、関係機関の連携・協働による伴走支援を行うとともに、地域団体や事業者と連携して、就労や社会参加の機会を確保します。そして、社会的な偏見や排除をなくし、誰もが安心して再チャレンジできる地域づくりを推進します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|------------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での見守りを通じて、社会的孤立状態にある人の早期発見に努めましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが気軽に集える居場所やサロン等の活動を充実させましょう ■ 様々な困難を抱える人の「立ち直り」の機会の提供に努めましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「富士見市再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止の取組を推進します【関連計画：富士見市再犯防止推進計画】 ■ 「社会を明るくする運動³⁷」などを通じて市民への周知啓発を図ります |
| | 福祉関連部署 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ひきこもり支援の推進に取り組みます【新規施策】 |
| | 福祉政策課 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ひきこもりの当事者会や家族会などの開催を支援します【新規施策】 |

³⁷ 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くとともに、罪を犯した人の立ち直りを地域で支えていこうという全国的な運動です。

基本施策④ 福祉サービスの提供体制の確保

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、質の高い福祉サービスが安定的・継続的に提供される基盤づくりが重要です。福祉人材の確保や定着・育成を支援し、福祉サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

また、年齢や障がいの有無、デジタル活用の得意不得意に関わらず、誰もが福祉サービスの情報を入手できるよう、広報紙等の紙媒体とホームページやSNS等を効果的に組み合わせた情報発信に取り組めます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-----------|-------------------|--|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ エッセンシャルワーカー³⁸としての福祉職の重要性を理解し、感謝や敬意を持って接しましょう ■ 福祉に関する制度やサービスなどの情報に関心を持ち、有効に活用しましょう |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉職が働きやすい職場環境の整備に取り組みましょう ■ 市民の生活に役立つ情報や福祉サービス情報の提供に努めましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 高齢者福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護の仕事に関する合同説明会等を開催し、人材の確保を図ります |
| | 福祉関連部署 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中高生の職場体験や実習生の受け入れなどを通じて、福祉の仕事の魅力を発信します |
| | 福祉関連部署 秘書広報課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報「富士見」や市のホームページ、SNSなどで福祉サービスの情報を発信します |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者や外国人にも分かりやすい情報発信に努めることで、情報のバリアフリー化に取り組めます |
| | 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時には防災無線や防災メールを活用して積極的な災害情報の発信に取り組めます |
| | 福祉関連部署 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講座などを活用して地域に直接出向くことで、市民に分かりやすい福祉サービスの情報提供に取り組めます |

³⁸ 医療、介護、保育、物流、小売り、ゴミ収集など、人々の日常生活や社会インフラを維持するために不可欠な仕事に従事している人々の総称。

(3) 成果指標

| 評価指標 | 現状地 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) | 指標の引用元 |
|--|----------------|-----------------|-----------------|
| 相談や助けが必要なときに、誰かに相談することができた人 | 39.9% | 50.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 生活サポートセンター☆ふじみでのプラン作成件数 | 64件 | 80件 | 福祉政策課提供 |
| ひきこもり相談窓口の認知度 | 25.0% | 50.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 福祉サービスを利用した人の満足度 | 62.1% | 80.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 多機関協働事業におけるプラン作成件数 (延べ)【重点施策】 | 20件 | 56件 | 福祉政策課提供 |

基本目標4 誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり

| 具体的な施策 | |
|---------|---|
| 【基本施策①】 | 防犯・防災対策の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民による防犯パトロール活動への支援 ■ 自主防災組織の育成 ■ 福祉避難所の整備 ■ 避難行動要支援者支援事業の推進 |
| 【基本施策②】 | 権利擁護体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度の利用促進【重点施策】 【第5章「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」と連動】 |
| 【基本施策③】 | DV及び虐待防止体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 富士見市配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ■ 高齢者・障がい者・子どもの虐待防止に向けた取組の推進 |
| 【基本施策④】 | 安心・安全な住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設や道路などのバリアフリー化 ■ 利用しやすい公共交通網の整備 ■ 高齢者向け住宅の充実 |

(1) 重点的に取り組む施策

| 事業名 | 成年後見制度の利用促進 | 担当課 | 高齢者福祉課 障がい福祉課 |
|--|-------------|-----|------------------|
| 具体的な内容 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症の人や身寄りのない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利と財産を守り、その生活を支援するため、第2期富士見市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の普及と適切な活用を通じて、判断能力が十分でない人の権利擁護と生活の安定を図るとともに、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを進めます。 | | | |
| 今後の方向性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」に基づき、高齢者・障がい者本人やその家族、市民、支援機関等を対象とした成年後見制度の仕組みや利用方法についての分かりやすい情報提供に努めるとともに、増大するニーズに対応するため、地域における権利擁護体制の充実に取り組みます。 | | | |

(2) 基本施策の取組内容と役割分担

基本施策① 防犯・防災対策の仕組みづくり

防犯や防災に対する意識を高め、対応するための仕組みを充実させるとともに、災害時に配慮が必要な方を支援できる体制を整備します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|--|---|
| 市民 | | ■ 隣近所で顔の見える関係をつくり、防犯意識を高めましょう |
| | | ■ 地域の防犯活動や防災訓練に参加しましょう |
| | | ■ 日ごろから防災の備えを行うとともに、災害時には隣近所で助け合いましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | ■ 地域の防犯活動や防災訓練に協力しましょう |
| | | ■ 災害発生時には、防災拠点や福祉避難所として協力しましょう |
| 市 | 協働推進課 | ■ 富士見市民青色防犯パトロール隊の活動を支援します |
| | 危機管理課 | ■ 自主防災組織の育成及び活動を支援します |
| | | ■ 福祉避難所協定を推進し、災害時に高齢や障がいなど要配慮者の特性に応じた避難を支援します |
| 福祉政策課 | ■ 避難行動要支援者支援制度 ³⁹ の周知を図り、地域や関係機関が連携して災害時に配慮が必要な方の避難を支援できる体制を整備します | |

³⁹ 高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な人を対象に、地域の支え合いによってその人の災害時の避難を支援する制度。

基本施策② 権利擁護体制の充実

認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活を送ることができるよう権利擁護体制の充実を図ります。

また、重点施策として、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|-----------------------------|--|
| 市民 | | ■ 認知症や知的障がい、精神障がいへの理解を深めましょう |
| | | ■ 成年後見制度を活用しましょう |
| | | ■ 研修を受け、同じ市民の立場で判断能力が十分でない人を支える「市民後見人」として活動しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | ■ 認知症高齢者など、判断能力の低下により支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていきましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 高齢者福祉課 障がい福祉課 社会福祉協議会 | ■ 「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に取り組みます【重点施策】 【関連計画：第2期富士見市成年後見制度利用促進計画】 |

基本施策③ DV及び虐待防止体制の強化

DV⁴⁰及び高齢者や障がい者、子どもなどへの虐待防止に向けて、相談体制の充実や、関係機関との連携体制の構築を図ります。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|------------------|--|
| 市民 | | ■ 高齢者や障がい者、子どもなどの見守りや声かけを行い、DVや虐待が疑われるときは、市や警察など関係機関に通報しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | ■ サロンや子ども食堂などの活動を通じて、虐待を疑わせる兆候を見つけたときは、市や関係機関と連携・協力して対応しましょう |
| 市・社会福祉協議会 | 人権・市民相談課 | ■ 「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する相談や専門窓口の紹介、被害者の保護及び自立支援に関する情報提供を行います |
| | 子ども未来応援センター | ■ 子どもの虐待を未然防止・早期発見・早期対応ができるよう、「子どもを守る地域協議会」などの関係機関と連携して対応します |
| | 高齢者福祉課 障がい福祉課 | ■ 地域と連携・協働して高齢者や障がい者への虐待を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を強化します |

⁴⁰ 配偶者や恋人など、親密な関係にある（またはあった）パートナーから振るわれる暴力の総称。身体的な暴力に限らず、精神的・経済的な暴力も含まれる。

基本施策④ 安心・安全な住環境の整備

高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化や地域公共交通の形成、多様なニーズに応じた住宅の充実を目指します。

| 役割分担 | | 取組の内容 |
|-------------------|-----------------|---|
| 市民 | | <ul style="list-style-type: none"> 道路の陥没や道路照明灯の不点灯などを発見したときは、市などの道路管理者に連絡しましょう |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 困っている人を見つけたら声をかけるなど、「心のバリアフリー」を実践しましょう |
| 地域（事業者、NPO、地域団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> 建物のバリアフリー化に取り組みましょう |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入などに取り組みましょう |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 住まい探しに困っている人の入居を拒まないセーフティネット住宅の提供に協力しましょう |
| 市・ 社会福祉協議会 | 道路治水課 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します |
| | 都市計画課 | <ul style="list-style-type: none"> 市民が利用しやすい地域公共交通ネットワークの形成を図ります |
| | 高齢者福祉課 建築指導課 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の住まいの確保として、介護保険施設だけでなく、高齢者の多様なニーズに応じた住宅の充実を目指します |
| | 建築指導課 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者など、住まいの確保に配慮を要する人への居住支援に取り組みます |

（3）成果指標

| 評価指標 | 現状地 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) | 指標の引用元 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 日ごろから防災や災害などの緊急時に向けて取り組んでいない人の割合 | 25.4% | 10.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 避難行動要支援者支援制度の認知度 (名前も内容も知らない人の割合) | 78.4% | 50.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |
| 成年後見制度の認知度【重点施策】 (制度を理解している人の割合) | 24.4% | 50.0% | 地域福祉計画市民アンケート調査 |

一体的に策定する計画

1 第2期富士見市成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守るための制度として平成12年に介護保険制度と同時に開始されました。

しかし、これまで成年後見制度が十分に活用されているとは言えず、また、高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。同法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定することが市町村の責務とされ、国の利用促進計画を勘案した市町村における計画の策定に努めるものとされました。

本市ではこれに基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「富士見市成年後見制度利用促進計画」を策定し、地域連携ネットワークの中核機関を設置することで、成年後見制度の普及・啓発、地域連携ネットワークの構築等に取り組んできました。

今後、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において示された理念と、本市のこれまでの取組の進捗状況等を踏まえつつ、「第4次富士見市地域福祉計画」、「富士見市高齢者保健福祉計画」、「富士見市障がい者支援計画」等の関連計画との整合を図りながら、「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画（以下「成年後見計画」という。）」を策定し、本市における成年後見制度の利用促進に向けた施策を進めていきます。

(2) 計画の位置づけ・期間・策定方法

① 計画の位置付け

成年後見計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、成年後見計画は、第4次富士見市地域福祉計画における、「基本目標4 誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり」における「基本施策② 権利擁護体制の充実」を具体化する分野別計画として位置付けます。

② 計画期間

成年後見計画の期間は、上位計画である「第4次富士見市地域福祉計画」の計画期間と連動させ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、国の施策や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

③ 策定方法

「富士見市地域福祉計画審議会」及び庁内関係部署により構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」での検討内容を踏まえ市で策定します。

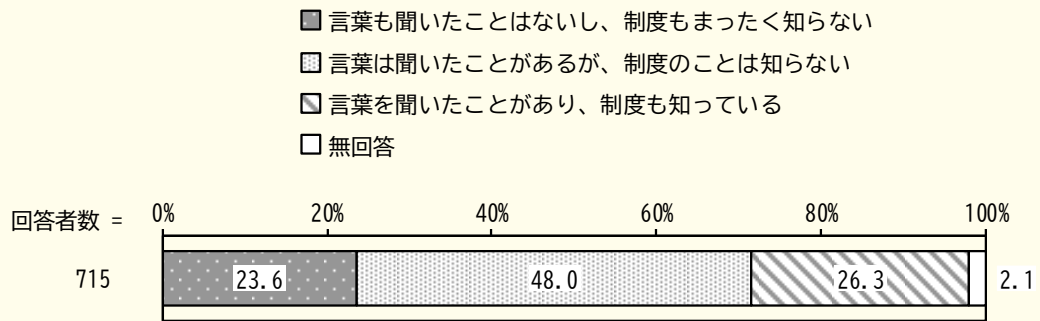
(3) 現状と課題

本市においては、令和3年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として「成年後見センターふじみ」を設置し、成年後見制度の普及・啓発、相談受付、申立て支援、地域連携ネットワークづくり、市民後見人の養成等に取り組んできました。取組を通じて「成年後見センターふじみ」が相談先として浸透し、相談件数は年々増加しています。この間、地域の関係機関や専門職等との関係性の構築が進みましたが、成年後見制度の利用者数は横ばいであり、成年後見制度が市民に十分周知されているとは言えない状況です。また、身寄りのない高齢者や認知症高齢者の増加、障がいのある人の親の高齢化等、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれ、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及・啓発や地域連携ネットワークづくりの推進に継続して取り組む必要があります。

「成年後見制度」を知っていますか。【再掲】

「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が23.6%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が48.0%、「言葉を聞いたことがあり、制度も知っている」の割合が26.3%となっています。

「成年後見制度」について（再掲）

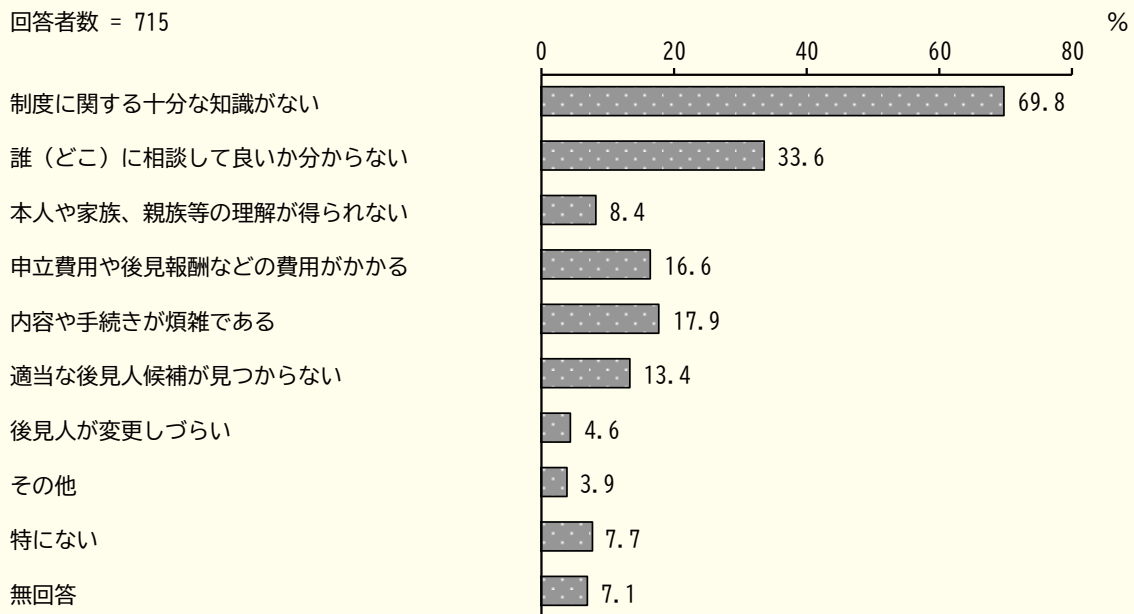


資料：地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

「成年後見制度」の利用がすすまない原因は何だと思えますか。（あてはまるものすべて回答）【再掲】

「制度に関する十分な知識がない」の割合が69.8%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談して良いか分からない」の割合が33.6%、「内容や手続きが煩雑である」の割合が17.9%となっています。

利用が進まない理由（再掲）



資料：地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

(4) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人について、財産管理（不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続き等）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人の権利とくらしを守る制度です。成年後見制度は、大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分類されます。

① 任意後見制度

将来判断能力が低下した場合に備えて、本人が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自身の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。契約は、公証役場で公正証書を作成して行います。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は契約で委任された事務を本人に代わって行います。

② 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人の財産管理や身上保護に関する事務等を行い、本人を法律的に支援する制度です。身寄りがない場合や、本人や親族が申立てを行うことができない場合は、市長が本人に代わって申立てを行うことができます。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、選任された成年後見人等が本人の法律行為の代理・同意・取消（類型によって異なります）を行うことによって、本人を保護し、その生活を支援します。

日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」

「あんしんサポートねっと」は、埼玉県社会福祉協議会の委託により富士見市社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助事業です。成年後見制度の利用には至らないが、判断能力が不十分になりつつある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等が、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に自宅等に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

【相談窓口】 富士見市社会福祉協議会内（富士見市大字鶴馬 1932-7）

【受付時間】 8時30分～17時00分（土・日・祝祭日、年末年始除く）

【電話番号】 049-254-0747

【F A X】 049-255-4374

(5) 基本施策

本市では、認知症や障がいがあっても一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援を進めます。そのために、以下の2つの施策を推進することで、権利擁護を支える基盤づくりに取り組んでいきます。

① 地域連携ネットワークづくりの推進

現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域で暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみである権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。

個別事案対応や地域連携ネットワークの機能強化のためのしくみづくり等について検討・協議する成年後見制度利用促進協議会を開催します。また、後見人等を受任している専門職団体や法人後見団体等との情報交換・交流等、地域連携ネットワークを強化する取組を進めます。

ア. 中核機関の充実

令和3年度から富士見市社会福祉協議会へ業務を委託し、中核機関として「成年後見センターふじみ」を設置しました。開設から年々相談件数が増加しているため適切な人員を配置し、各機能を整備・充実していきます。

(ア) 広報機能

- ・パンフレット、チラシ等による制度や相談窓口の周知を行うほか、市民向け講座、支援者向け研修会の開催や出前講座を通じ、任意後見制度も含めた制度の普及、啓発を行います。

(イ) 相談機能

- ・制度の利用を考えている本人、親族、支援関係者からの相談を受け、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。成年後見制度の利用が適切である方には必要に応じ申立書類の書き方の助言等、申立ての支援を行います。

(ウ) 利用促進機能

- ・申立て前に適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するため、受任者調整会議を実施します。
- ・市民後見人養成講座を定期的で開催し、制度の担い手となる市民後見人を養成します。あわせて、市民後見人が活動しやすい仕組みづくりについて検討します。
- ・日常生活自立支援事業等と連携し、成年後見制度の利用が必要になった場合に関連制度からスムーズに移行できるよう支援します。

(工) 後見人支援機能

- ・後見人等や権利擁護支援チームからの相談に対応し、必要に応じて家庭裁判所と連携して支援方針の再調整等を行います。
- ・市民後見人のフォローアップ研修の実施等により、市民後見人が活動しやすいよう継続的に支援します。
- ・後見人等を受任している専門職団体や法人後見団体等との情報交換・交流を図ります。

イ. 協議会の運営

個別事案対応や地域連携ネットワークの機能を強化するための仕組みづくり等について検討・協議する「成年後見制度利用促進協議会」を運営します。

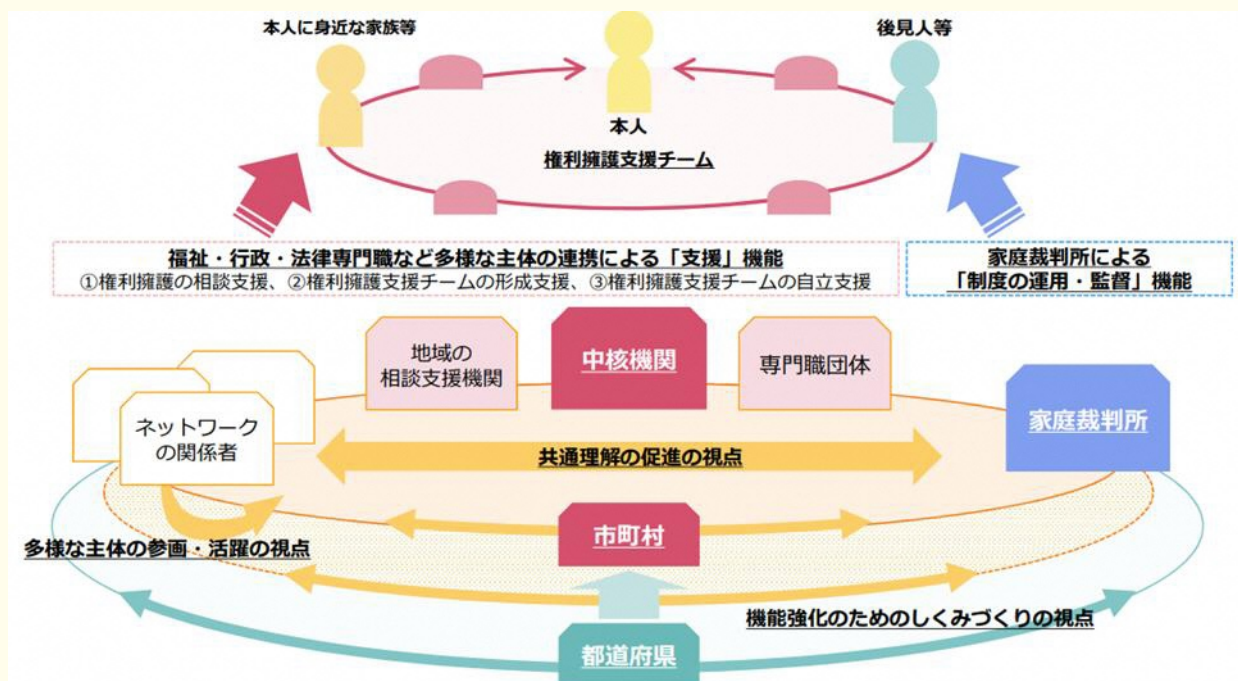
② 成年後見制度利用支援事業の推進

ア. 市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合、市長申立てによる成年後見制度の利用を図ります。

イ. 報酬助成

後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、報酬費用の助成を行います。



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

中核機関「成年後見センターふじみ」

成年後見制度に関する総合的な相談窓口として、成年後見制度の内容や利用方法のほか、制度に関する様々な相談を受けます。また、成年後見制度の普及啓発活動や、市民後見人の養成・支援、地域連携ネットワークの整備等にも取り組んでいます。

運営は、市からの委託により富士見市社会福祉協議会が行っています。

【相談窓口】 富士見市社会福祉協議会内（富士見市大字鶴馬 1932-7）

【受付時間】 8時30分～17時00分（土・日・祝祭日、年末年始除く）

【電話番号】 049-254-0747

【F A X】 049-255-4374

（6）計画の評価・見直し・推進体制

① 計画の評価・見直し

本計画は、上位計画である「第4次富士見市地域福祉計画」と一体的に策定していることから、その評価・見直しは地域福祉計画の評価・見直しの時期に合わせて実施します。

具体的には、計画期間中における基本施策の取組状況や統計データ、関係機関からの意見・評価等を総合的に把握し、本市における権利擁護支援の取組の成果と課題を整理したうえで評価を行います。

また、評価の結果については、必要に応じて成年後見計画に位置づけた施策や取組内容、推進体制等の見直しに活用するとともに、次期計画の検討にも反映させることで、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

② 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係部署で構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」が中心となり、権利擁護支援に関係する各部門が連携しながら、成年後見計画に掲げる施策の実施状況の共有、課題の整理及び対応方針の検討を行います。

また、必要に応じて、関係機関・団体との情報共有や意見交換を行い、多機関の連携により権利擁護支援の取組を推進します。

これらの取組を通じて、地域共生社会の理念の実現に向けた「誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり」を進めていきます。

2 富士見市再犯防止推進計画

(1) 計画策定の背景

我が国における刑法犯認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向が続き、令和3年には戦後最少を記録しましたが、令和4年以降は街頭犯罪や窃盗、特殊詐欺の増加や、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う人出の回復等の影響もあり、3年連続で増加に転じています。

また、検挙人員に占める再犯者の割合は高い水準で推移しており、犯罪を繰り返すことの防止は重要な課題となっています。再犯の背景には、就労や住まいの不安定さ、経済的困窮、精神疾患や依存症、家族や地域とのつながりの希薄さによる孤独・孤立など、複数の生活課題が複雑に絡み合っていることが少なくありません。

こうした状況を踏まえ、国においては「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき「第2次再犯防止推進計画」が策定され、都道府県レベルでも、関係機関の連携強化や地域における立ち直り支援の充実が進められてきました。埼玉県においても、「第2期埼玉県再犯防止推進計画」が策定され、刑法犯検挙者に占める再犯者数の減少を目指す取組が進められています。

本市においても、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、様々な生活課題を抱える人への支援を進める中で、矯正施設等から地域に戻る人や、立ち直りを目指す人へのきめ細かな支援の必要性が高まっています。犯罪をした人等の立ち直りが十分に支えられない場合、本人や家族が再び困難な状況に陥るだけでなく、地域の安心・安全にも影響を及ぼします。

一方で、犯罪や非行に対する偏見や誤解などにより、地域社会全体で立ち直りを支える土壌が十分に整っているとはいえない面もあります。誰もが何らかの生きづらさや生活課題を抱えながらも、地域の一員として尊重され、やり直すチャンスが保障される社会の実現に向けては、再犯防止の視点を地域福祉の取組の中に位置付けることが重要です。

このような背景から本市では、「第4次富士見市地域福祉計画」と一体的に「富士見市再犯防止推進計画（以下「再犯防止計画」という。）」を策定し、高齢者や障がい者、子ども・若者・子育て世代、生活困窮者などの相談支援機関、社会福祉協議会、保護観察所や保護司会など多様な関係機関との連携を図りながら、犯罪をした人等の立ち直り支援と再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 計画の位置づけ・期間・策定方法

① 計画の位置付け

再犯防止計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

また、再犯防止計画は、第4次富士見市地域福祉計画における、「基本目標3 誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり」における「基本施策③ 様々な困難を抱える人への支援体制の構築」を具体化する分野別計画として位置付けます。

② 計画期間

再犯防止計画の期間は、上位計画である「第4次富士見市地域福祉計画」の計画期間と連動させ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、国の施策や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

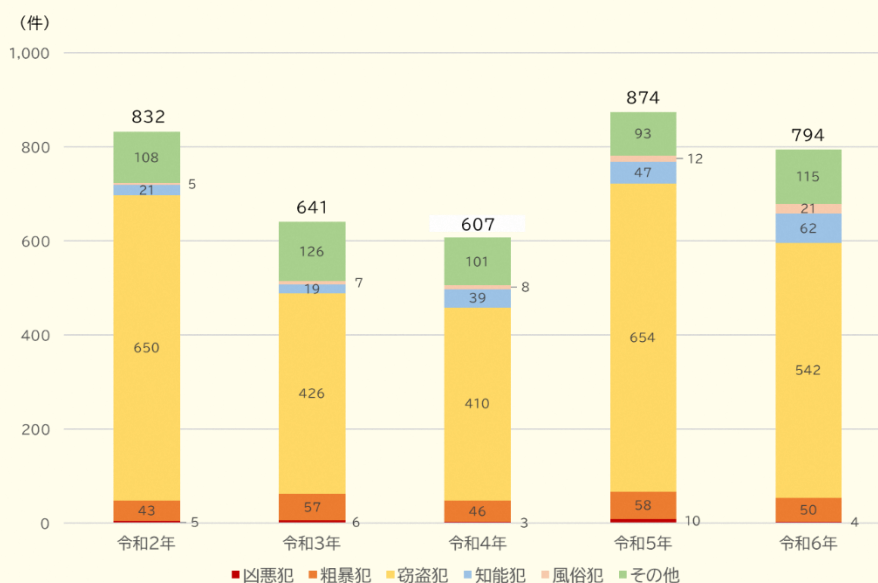
③ 策定方法

「富士見市地域福祉計画審議会」及び庁内関係部署により構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」での検討内容を踏まえ市で策定します。

(3) 現状と課題

① 統計からみる現状

1. 市内犯罪発生状況の推移（認知件数）



資料：埼玉県統計年鑑

- 犯罪発生状況を見ると、令和2年から令和4年にかけて減少傾向となっていました。令和5年は874件と急増し、令和6年も高い水準を維持しています。

凶悪犯：殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

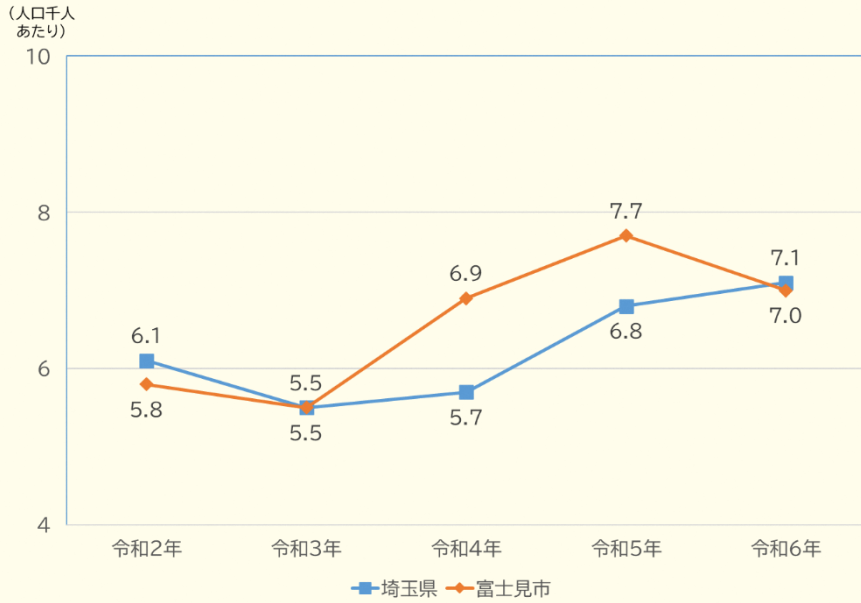
窃盗犯：窃盗

知能犯：詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任等

風俗犯：賭博、わいせつ等

その他：公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記以外の刑法犯

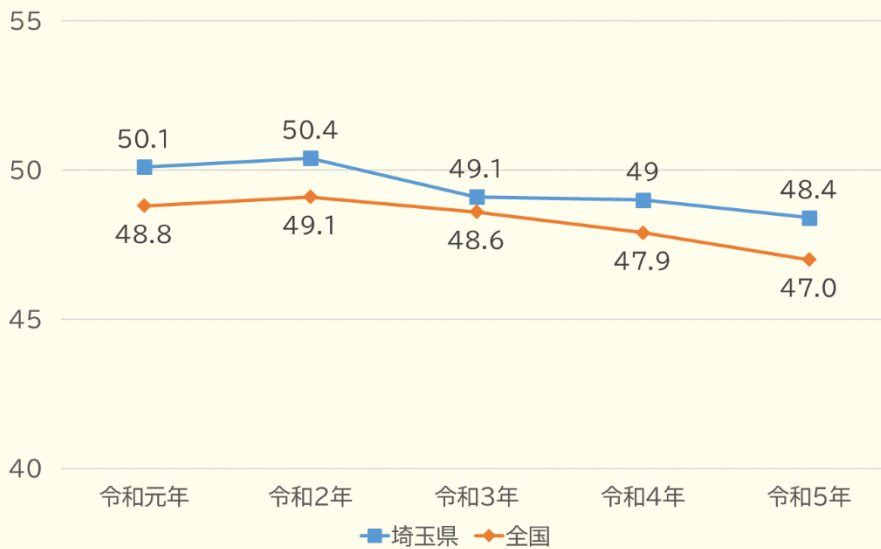
2. 犯罪率の推移



資料：統計からみた埼玉縣市町村のすがた

- 人口千人あたりの犯罪の発生比率を表す犯罪率は、令和4年以降に増加して県平均を上回るとともに、令和6年においても県平均をわずかに下回るものの高い水準となっています。

3. 刑法犯検挙者の再犯者率



資料：犯罪白書

- 刑法犯検挙者の再犯者数の状況を見ると、埼玉県の再犯者率は令和3年以降減少傾向にありますが、全国よりも高い数値となっています。

② 現状と課題

本市においても、矯正施設⁴¹等から地域に戻る人、保護観察を受けている人、過去の犯罪・非行歴があり立ち直りを目指す人などが地域で生活しています。こうした人々の多くは、「就労や収入の不安定さ、借金などの経済的問題」「病気や障がい、依存症、精神疾患など健康面・心理面での問題」「住まいの確保の難しさ」「家族関係の不和や地域とのつながりの欠如など社会的孤立の問題」といった複数の生活課題を同時に抱えていることが少なくありません。

これらの課題が十分に解消されないまま地域で生活を送ると、経済的困窮や孤立感の高まりなどを背景に再び犯罪に至るおそれが高まります。一方で、「相談先が分からない」、「支援につながることへの不安やためらいがある」などの理由から、必要な支援にたどり着けていない人もいると考えられます。

本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野ごとに相談支援体制が整備されてきましたが、「犯罪行為・非行行為をしたことがある人」への支援という視点は、必ずしも十分に共有されてきませんでした。

また、保護観察所⁴²、保護司会、更生保護施設⁴³、地域生活定着支援センター⁴⁴、警察などの更生保護関係機関と、市の福祉部門・地域の社会資源との情報共有や連携は、個別の事例対応の中で行われているものの、継続的・体系的な仕組みとしては十分とはいえない面があります。犯罪や非行に対する偏見や誤解の解消、出所・退所前から地域につなぐ橋渡し支援や、地域での居場所づくりなど、切れ目のない支援体制の整備が課題となっています。

⁴¹ 法務省が所管する、犯罪や非行をした人を収容し、更生のための処遇を行う施設の総称。「刑務所」「少年院」「少年鑑別所」「拘置所」などが含まれます。

⁴² 法務省の機関で、保護観察官が配置されており、地域の保護司と協力して、罪を犯した人の社会復帰に向けた指導や監督、生活環境の調整を行います。

⁴³ 刑務所等を出所した後、帰る家のない人が、一時的に宿泊できる民間施設。食事や宿泊場所の提供に加え、就職指導や生活相談を行い自立を支援します。

⁴⁴ 高齢者や障がいにより、自立した生活が困難な刑務所等出所者等を対象に、福祉サービスにつなぐための調整を行う機関。

(4) 基本施策

① 安心・安全な地域づくりと再犯防止の環境整備

地域のつながりづくりや見守り、防犯活動、ボランティア等の取組を土台に、犯罪をした人等も含め誰もが孤立せず暮らせる環境と、立ち直りを支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会をつくります。

ア. 誰もが気軽に集える場づくり

地域のサロンや居場所などでの交流を通じて、地域のつながりにより孤立を防止します。

イ. 地域における見守り体制の充実

保護司会や民生委員・児童委員との連携、高齢者見守りネットワークや要援護者見守り事業を推進し、地域の見守り体制の充実に取り組みます。

ウ. 防犯対策の仕組みづくり

富士見市民青色防犯パトロール隊の活動を支援し、地域の安全確保と犯罪が起きにくい地域づくりに取り組みます。

エ. 更生保護や再犯防止の取組の周知

「社会を明るくする運動」や地域福祉計画の出前講座などを通じて、更生保護や再犯防止の取組を周知します。

② 就労・住まいの確保と生活基盤の安定支援

生活困窮者自立支援制度と就労支援、住宅施策等を組み合わせ、出所・退所後など生活基盤が不安定な人の暮らしの安定と立て直しを支援します。

ア. 自立に向けた支援

生活サポートセンター☆ふじみを中心に、多様な関係機関と連携して、自立に向けた支援を行います。

イ. 就労や社会参加の支援

ふるさとハローワークや障がい者就労支援センター、シルバー人材センターなどの関係機関や協力雇用主等と連携して就労支援を行います。また、社会とのつながりを失っている人に対しては、居場所や地域活動などへの参加を促し、社会とのつながりを回復させるための支援を行います。

ウ. 住まいへの支援

住宅セーフティネット制度や住居確保給付金の活用、あんしん賃貸住まいサポート店等との連携により、地域での住まいの確保と定着を支援します。

③ 福祉サービスの利用促進

生活困窮や病気、障がい、依存症、精神疾患など、再犯リスクと関係の深い課題について、適切な福祉サービスにつなげられるよう包括的な支援体制を充実させます。

ア. 断らない相談支援

各福祉分野の相談窓口が、「断らない相談支援」の考え方に立ち、どのような相談もいったん受け止め、適切な支援につなげます。

イ. 多機関の連携・協働による包括的な支援

「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対して、分野横断的な支援機関の連携・協働による包括的な支援を行います。

ウ. 権利擁護の推進

「第2期富士見市成年後見制度利用促進計画」に基づき、判断能力に不安のある人の権利擁護と生活支援を行います。

④ 非行の防止と若者の立ち直り支援

子どもの貧困、虐待、不登校、学校中退など、子ども・若者の課題に早期から対応し、非行・犯罪に至る前の段階で支援するとともに、やり直せる機会を保障します。

ア. 福祉教育の充実

学校での福祉教育や保護司による出前講座等を通じて、罪を犯した人や非行をしまった人に対する偏見や誤解の解消に努めることで、社会的排除を防ぎます。

イ. 子ども・子育て支援と教育との連携

学校と福祉機関が連携し、保護者の孤立や養育上の不安を軽減しつつ、不登校や問題行動、虐待などの兆候を早期に共有し、適切な支援につなげます。

ウ. 学習機会や居場所の提供

アスポート事業・ジュニア・アスポート事業の充実や子どもの居場所づくりを進め、学習機会と安心できる居場所を提供し、貧困の連鎖の解消や非行の防止を図ります。

エ. 非行歴や生きづらさを抱えた若者への支援

スクールカウンセラーや各福祉分野の相談窓口による個別相談、必要に応じた家庭訪問や継続的な見守りなど、顔の見えるかたちで寄り添う支援を進めます。また、進学・就職に向けた進路相談や、学び直しなどを支援します。

(5) 計画の評価・見直し・推進体制

① 計画の評価・見直し

再犯防止計画は、上位計画である「第4次富士見市地域福祉計画」と一体的に策定していることから、その評価・見直しは、域福祉計画の評価・見直しのタイミングに合わせて実施します。具体的には、計画期間中における基本施策の取組状況や統計データ、関係機関からの意見・評価等を総合的に把握し、本市における再犯防止の取組の成果と課題を整理したうえで評価を行います。

また、評価の結果については、必要に応じて再犯防止計画に位置づけた施策や取組内容、推進体制等の見直しに活用するとともに、次期計画の検討にも反映させることで、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

② 計画の推進体制

再犯防止計画の推進に当たっては、庁内関係部署で構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」が中心となり、再犯防止に関係する福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、上下水道、税務等の各部門が連携しながら、再犯防止計画に掲げる施策の実施状況の共有、課題の整理及び対応方針の検討を行います。

また、必要に応じて、警察、保護観察所、更生保護関係団体、民間支援団体等の関係機関・団体との情報共有や意見交換を行い、多機関の連携による再犯防止の取組を推進します。

これらの取組を通じて、地域共生社会の理念の実現に向けた「誰もが立ち直りを支えられるまちづくり」を進めていきます。

3 富士見市重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画策定の背景

我が国の社会福祉制度は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの分野ごとに制度を設け、それぞれの分野で制度整備と支援体制の構築を進めてきました。

一方で近年では、いわゆる「8050問題」や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯単位で複数の生活上の課題を同時に抱える事例が増加しています。こうした事例の中には、従来の分野別の支援体制では対応が難しいものや、既存の制度の対象となりにくい、いわゆる「制度の狭間」にあるものが顕在化しており、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯全体を「丸ごと」支える仕組みの充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を越えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる包括的な支援体制の構築を進めてきました。令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、この改正により、社会福祉法（以下「法」という。）において、市町村における包括的な支援体制を具体化するための枠組みの一つとして、相談支援・参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）が創設され、令和3年4月から施行されています。

本市では、令和2年度に策定した「第3次富士見市地域福祉計画」において「包括的な支援体制の構築に向けた検討会議の設置」を重点施策に掲げ、その取組の一環として、令和5年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

このようななか、令和8年度からの重層的支援体制整備事業の実施を見据え、同じく令和8年度を計画期間の初年度とする「第4次富士見市地域福祉計画」と「富士見市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）」を一体的に策定します。これにより、「富士見市高齢者保健福祉計画」、「富士見市障がい者支援計画」及び「富士見市子ども計画」などの関連計画との調和を図りながら、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の一層の充実をめざします。

(2) 計画の位置づけ・期間・策定方法

① 計画の位置付け

重層事業実施計画は、法第106条の5に基づく、市町村における「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

また、重層事業実施計画は、第4次富士見市地域福祉計画における、「基本目標3 誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり」における「基本施策① 包括的な支援体制の充実」を具体化する分野別計画として位置付けます。

② 計画期間

重層事業実施計画の期間は、上位計画である「第4次富士見市地域福祉計画」の計画期間と連動させ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、国の施策や社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを行います。

③ 策定方法

「富士見市地域福祉計画審議会」及び庁内関係部署により構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」での検討内容を踏まえ市で策定します。

(3) 重層的支援体制整備事業の概要と目的

本事業は、市町村が実施する包括的な支援体制の中核となるものであり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

本事業では、属性や世代、相談内容の違いを問わず、生活上の困難や生きづらさを抱える人や世帯を丸ごと受け止める「包括的相談支援事業」、就労・ボランティア・地域活動など多様な社会参加をコーディネートする「参加支援事業」、誰もが気軽に集い、つながり合える地域の居場所や交流の場づくりを進める「地域づくり事業」の3つを柱としています。さらに、新たな機能として、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の事例に対して、分野横断的な関係機関の連携・協働による包括的な支援を提供する「多機関協働事業」、ひきこもりや支援拒否等により支援につなぐににくい人への訪問支援等を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」という。）」を加え、これら5つの事業を重層的・一体的に展開することで、切れ目のない支援体制の構築をめざします。

本市においても、本事業を通じて既存の福祉分野別の制度や相談窓口を補完・連携させることで、「どこに相談してよいかわからない」という状態を解消し、地域の中で困りごとを抱えた人が早期に発見され、必要な支援や社会参加の機会につながっていくことをめざします。

(4) 重層的支援体制整備事業において実施する事業

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など各分野の既存の相談支援体制を活かしながら、相談者の属性や世代、相談内容を問わず、生活上の困りごとや不安を抱える人からの相談を一体的に受け止め、その課題を整理し、必要な支援につなげることを目的とする事業です。

| 事業名【担当部署】 | 提供体制【業務内容】 |
|------------------------------|--|
| 地域包括支援センターの運営 【高齢者福祉課】 | 高齢者あんしん相談センター（5か所）：委託 【業務内容】 高齢者等への総合相談・支援業務、権利擁護・虐待防止、ケアマネジャーへの助言・支援、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の開催 |
| 障害者相談支援事業 【障がい福祉課】 | 障がい者基幹相談支援センター（1か所）：委託 【業務内容】 障がいのある人や家族への相談支援、地域の相談支援事業所や関係機関との連絡・調整 |
| 利用者支援事業 【保育課・子ども未来応援センター】 | 子ども未来応援センター・子育て支援センター「ぴっぴ」：直営 【業務内容】 子育て家庭や妊産婦への相談支援、関係機関との連絡調整 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 【福祉政策課】 | 生活サポートセンター☆ふじみ（1か所）：委託 【業務内容】 仕事や生活費など経済面での心配など、今後の生活に不安がある人への相談支援や支援プランの作成 |

【実施目標】

| 指標名 | 内容 | 基準値 (令和6年度実績) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------|-------------------------|------------------|-----------------|
| 重層的支援担当への相談件数 | 属性を問わず受付した生活上の困りごとの相談件数 | 58件/年 | 80件/年 |

② 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

参加支援事業は、既存の福祉分野別の制度や事業の対象となりにくい人や、社会とのつながりが失われている人に対して、本人の希望や状況に応じた就労・ボランティア活動・地域活動・居場所等への参加をコーディネートすることにより、社会とのつながりの回復を支援する事業です。

| 事業名【担当部署】 | 提供体制【業務内容】 |
|-------------------|---|
| 参加支援事業 【福祉政策課】 | 福祉政策課：直営 【業務内容】 居場所やボランティア活動、就労などの機会の提供と、その後の定着支援 |

【 実施目標 】

| 指標名 | 内容 | 基準値 (令和 6 年度実績) | 目標値 (令和 12 年度) |
|----------|------------------------------|--------------------|-------------------|
| 参加支援実施件数 | 居場所、ボランティア、就労などの社会参加につながった件数 | －／年 | 10 件／年 |

③ 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

本事業における地域づくり事業は、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など各分野で実施されている既存の地域づくりに関する取組を活かし、世代や属性を問わず誰もが気軽に集える交流の場や多様な居場所を整備するとともに、地域における社会資源の創出及びネットワークの構築を通じて、多様な主体による見守りや支え合いの仕組みづくりなどを推進する事業です。

| 事業名【担当部署】 | 提供体制【業務内容】 |
|----------------------------------|---|
| 地域介護予防活動支援事業 【健康増進センター】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふじみパワーアップ体操地域クラブ ・自主グループ活動・高齢者サロン ・介護支援ボランティアポイント事業：委託 ・高齢者いきいきふれあいセンター（1か所）：直営 【業務内容】 住民主体の体操教室やサロン、通いの場などの介護予防活動の立ち上げや、活動継続への支援 |
| 生活支援体制整備事業 【高齢者福祉課】 | 生活支援コーディネーター（2名）：委託 【業務内容】 高齢者が安心して暮らし続けられる地域の実現に向けた支え合いの仕組みづくり |
| 地域活動支援センター事業 【障がい福祉課】 | 市民から利用希望があった場合、近隣市町の地域活動支援センターにつなぐことに対応 【業務内容】 障がい者の創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進 |
| 地域子育て支援拠点事業 【保育課・子ども未来応援センター】 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「ぴっぴ」：直営 ・民間保育園（10か所）：補助 【業務内容】 地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談支援、地域の子育て関連情報の提供 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【福祉政策課】 | 同趣旨の事業を本市単独事業として実施中 <ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ福祉フォーラム 21：補助 【業務内容】 多世代が交流できる居場所づくりの推進、住民主体の福祉活動への支援 |

【実施目標】

| 指標名 | 内容 | 基準値 (令和6年度実績) | 目標値 (令和12年度) |
|------------|-----------------------------|------------------|-----------------|
| 多世代型の居場所の数 | 誰でも参加可能な多世代型の居場所を運営している団体の数 | 5団体 | 8団体 |

④ 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

多機関協働事業は、複雑化・複合化した課題を抱え、既存の相談支援体制では対応が困難な事例等を対象に重層的支援会議又は支援会議を開催し、課題の整理を行ったうえで、関係機関の役割分担や支援の方向性を明確化し、支援全体の調整機能を果たす事業です。また、必要に応じて個別の支援プランを作成し、その進捗状況の把握及び支援内容の評価等を行います。

| 事業名 【担当部署】 | 提供体制 【業務内容】 |
|--------------------|--|
| 多機関協働事業 【福祉政策課】 | 福祉政策課：直営 【業務内容】 重層的支援会議・支援会議の主宰、支援プランの作成、 関係機関のネットワーク機能 |

【実施目標】

| 指標名 | 内容 | 基準値 (令和 6 年度実績) | 目標値 (令和 12 年度) |
|--------------|--|--------------------|-------------------|
| 重層的支援会議の開催回数 | 複合課題や制度の狭間の支援事例の検討や、地域課題の把握、新たな社会資源の検討等を担う重層的支援会議の開催回数 | 21 回／年 | 36 回／年 |
| 支援プランの作成件数 | 多機関協働事業における支援プランの作成件数（延べ件数） | 20 件 | 56 件 |

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

アウトリーチ等事業は、長期にわたるひきこもり状態にある人など、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、自ら支援を求めることができない人や、支援につながることに拒否的な人等に対し、必要な支援につなぐことを目的とする事業です。

本事業で支援の対象となる事例の多くは、本人との関係性の構築自体が困難であることから、訪問等のアウトリーチ活動を継続して行い、信頼関係の構築とつながりの形成に向けた支援を行います。

| 事業名 【担当部署】 | 提供体制 【業務内容】 |
|-------------------------------|--|
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【福祉政策課】 | 福祉政策課：直営 【業務内容】 訪問・電話・オンライン・手紙などによるアウトリーチ活動、情報収集、関係機関等への同行支援 |

【 実施目標 】

| 指標名 | 内容 | 基準値 (令和 6 年度実績) | 目標値 (令和 12 年度) |
|-----------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施件数 | アウトリーチ支援の実施件数（延べ件数） | 29 件 | 80 件 |

(5) 重点的に取り組む施策（ひきこもり支援）

① ひきこもり支援を重層的支援体制の重点施策とする意義

本市では、ひきこもり状態にある方への支援を、重層的支援体制整備事業の重点施策の一つとして位置付けます。

ひきこもりの背景には、精神疾患や発達特性、いじめや不登校、人間関係の悩み、失職、介護、災害など、複数の要因が複雑に絡み合っている場合が少なくありません。また、いわゆる「8050問題」に象徴されるように、長期化したひきこもりが、親の高齢化や生活困窮と重なり、世帯全体で深刻な状況に陥る事例も見られます。

こうしたひきこもり状態にある人やその家族を支えることは、特定の福祉分野の制度だけでは対応が困難な「複雑化・複合化した課題」の一つであり、重層的支援体制整備事業の推進による包括的な支援体制を構築していくうえで、非常に重要なテーマです。

本市では、これまで行ってきたひきこもり支援の取組や、ひきこもり実態把握調査等の結果を踏まえつつ、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用して、多機関の連携・協働により、世帯をまるごと支える包括的な支援体制の充実に取り組めます。

② 本市のひきこもりを取り巻く状況と課題

ア. 国の調査結果に基づく本市の推計

内閣府が令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、15～39歳の2.05%、40～64歳の2.02%が「広義のひきこもり」に該当し、15～64歳全体ではおおよそ50人に1人の割合とされています。全国の人口に当てはめると、約146万人に相当する規模となっています。

本市の15～64歳人口は、令和7年10月31日時点で73,350人となっています。国の調査によるひきこもり出現率（15～64歳で概ね2%）を本市の人口に単純に当てはめると、本市におけるひきこもり状態にある人の数は、おおむね1,500人程度に上る可能性があるとして推計されます。

イ. 民生委員・児童委員への実態把握調査結果

本市では、国の調査だけでは把握しきれない地域の実情を明らかにするため、令和5年度に民生委員・児童委員を対象とした「ひきこもりに関する実態把握調査」を実施しました。

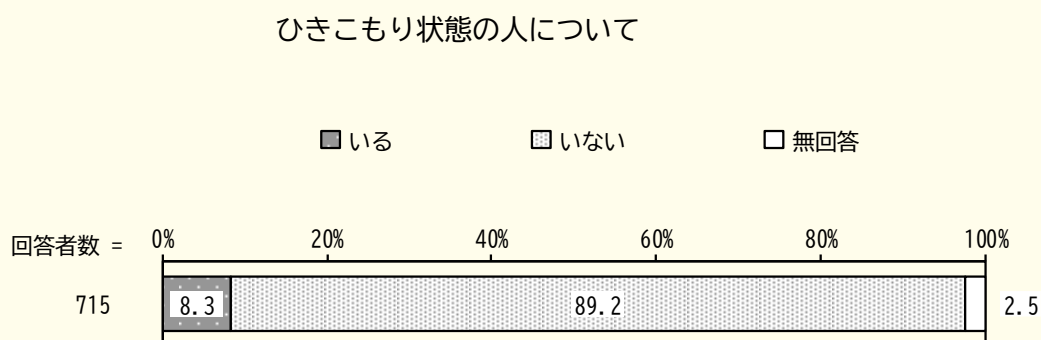
調査の結果、民生委員が把握しているひきこもり状態にある人を含む世帯の数は29件であり、国の調査に基づく推計値との乖離が見られました。この背景には、「家族以外とのつながりが乏しい」、「相談先が分からず支援につながっていない」、「行政に相談すること自体にためらいを感じる」といった様々な事情により、本人や家族が支援につながりにくく、実態が見えにくいというひきこもり問題特有の状況が見られ、正確な実態の把握には限界があることが課題となっております。

ウ. 地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

第4次富士見市地域福祉計画の策定にあたり実施した市民アンケートでは、「あなた若しくはあなたの周囲にひきこもり状態の人がいる」と回答した市民が8.3%であった一方、「ひきこもりに関する相談が、富士見市で受けられることを知らなかった」と回答した市民が73.8%と高い割合を占めました。

あなた若しくはあなたの周囲にひきこもり状態の人はいますか。【再掲】

「いる」の割合が8.3%、「いない」の割合が89.2%となっています。



資料：地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

この結果は、ひきこもりが一部の限られた人の問題ではなく、地域社会の中で「身近な誰か」の問題として既に認識されている一方で、その多くが行政や専門機関の支援につながっていない可能性があることを示しています。周囲の人が気かけながらも、「どこに相談してよいか分からない」、「本人や家族にどう声をかけてよいか分からない」といった戸惑いを抱えている状況も想定されます。

以上のことから、本市のひきこもりを取り巻く状況と課題として、次の点が挙げられます。

- 国の調査結果を本市の人口に当てはめると、相当数のひきこもり状態にある人が存在すると見込まれるが、その全体像は十分に把握しきれていないこと。
- 市民アンケートから、身近なところにひきこもり状態にある人がいることがうかがえる一方で、本人や家族が相談窓口や支援機関につながるための「入口」が十分に機能しておらず、孤立したまま課題を深刻化させている状態が続きやすいこと。

このように、本市におけるひきこもりは、支援が必要でありながらも見えにくい課題として存在しています。今後は、本人や家族が孤立したまま課題を抱え込み続けることがないように、地域の見守りや市民の理解を広げつつ、早期の気づきと相談につながる仕組みの整備、関係機関の連携・協働による切れ目のない支援体制の構築を進めていくことが、本市にとって重要な課題となっています。

③ ひきこもり支援の基本方針

本市のひきこもり支援は、本人の尊厳と意思を尊重しつつ、ひきこもりは誰にでも起こりうる課題であると捉え、個人の問題に帰すのではなく、本人を取り巻く環境や社会のあり方も含めて整えていくことを基本とします。

支援にあたっては、本人のペースを尊重し、来所・訪問・電話・手紙・オンライン等の多様な手段を用いながら継続的な信頼関係の構築に努め、課題の解決まで伴走型で支援を行います。また、本人に加えて家族も支援の重要な対象と位置づけ、専門の相談窓口の設置や、同じ悩みを抱える家族同士の交流や学びの機会を提供し、世帯全体への支援を進めます。あわせて、課題の解決に向けて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等の多機関の連携・協働による包括的な支援を提供するとともに、市民への理解促進・啓発を推進し、ひきこもり状態にある人とその家族が地域社会の一員として暮らし続けられるまちづくりを進めます。

ひきこもり状態の方やご家族に対する支援について、今後充実してほしいものはどれですか。(あてはまるものすべて回答)【再掲】

「専門相談窓口の整備」の割合が47.5%と最も高く、次いで「職業訓練や就職活動のサポート」の割合が40.7%、「ひきこもりに関する社会的認知・啓発活動」の割合が33.9%となっています。



資料：地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

④ ひきこもり支援の具体的な方向性

ア. 包括的な相談支援体制の充実

ひきこもりに関する相談を、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの相談窓口で受け止め、関係機関と連携・協働しながら、本人及び世帯全体の状況に応じた適切な支援を提供します。また、必要に応じて、多機関協働事業につなぐことで、世帯単位での支援プランを作成します。

イ. 参加支援の実施

ひきこもり状態にある人の状況やニーズに応じて、オンラインも含めた多様な居場所、ボランティア活動、趣味のサークル、就労など、段階的な社会参加の機会を整備し、本人のペースを尊重しながら社会とのつながりの回復を支援します。

また、ひきこもり状態にある人を支える家族には、家族だけで悩みや負担を抱え込まないよう、家族会や家族教室などのピアサポートの場につなぎ、同じ立場の家族同士が思いを共有できる環境を整えます。

ウ. 地域づくりとの連動

孤独・孤立対策や居場所づくりの取組と連動し、ひきこもり状態にある人やその家族が自然に参加できる環境づくりを進めます。あわせて、ひきこもりに関する正しい理解の促進と、偏見や誤解の解消に向けた啓発にも取り組みます。

具体的には、関係機関向けの研修や地域住民への出前講座の実施、市広報やインターネット等による情報発信を通じて、「ひきこもりは誰にでも起こりうる課題であること」や、「早期の相談・支援につながるための窓口や支援制度」の周知を図り、地域全体で見守り・支え合う機運を高めていきます。

エ. 多機関協働による個別支援の実施

ひきこもりを含む複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援について、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等の関係機関が、重層的支援会議等の場で情報を共有し、課題を整理したうえで、世帯単位の支援プランを作成し、適切な役割分担に基づく支援を行います。

オ. アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

自ら相談に来ることが難しい人に対しては、電話や手紙、メール、訪問など多様な手段を用いて、時間をかけて信頼関係を構築しながら伴走型で支援を行います。そのうえで、必要に応じて医療や福祉サービス、居場所、就労支援などにつなげていきます。

(6) 関係機関との連携体制

本事業の推進に当たっては、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、就労、住宅、上下水道、税務等の関係部門及び社会福祉協議会等との連携・協働が不可欠です。特に、複雑化・複合化した課題を抱える個人または世帯に対しては、一つの支援機関のみで対応することは困難であり、関係機関が情報や課題を共有し、役割分担を明確にしたうえで支援を進める体制の構築が求められています。

本市では、既存の福祉分野別の会議体に加え、新たに設置する重層的支援会議及び支援会議並びに本事業に関する研修等を通じて、庁内及び関係機関の連携と相互理解を深め、包括的な支援体制の充実を図ります。

① 重層的支援会議（法第106条の4第2項第5号）

重層的支援会議は、多機関の協働が必要と認められる事例について、個別支援プランの検討・決定及び支援内容の評価等を行う場として位置づけます。重層的支援会議においては、本人及び世帯の状況や課題を網羅的に整理し、関係機関の役割分担、支援の優先順位及び進め方を共有します。あわせて、支援の進捗状況や効果を定期的に確認し、必要に応じて支援プランの見直しや支援終了の判断を行うことにより、個別事例に対する切れ目のない支援の実現を図ります。

また、支援プランの検討過程において、既存の制度や社会資源では充足できないニーズが把握された場合には、新たな社会資源の創出や施策の改善につなげていく機能もあわせ持ちます。

このため、本会議の構成員は、検討する事例やテーマに応じて柔軟に設定し、福祉部門のほか、保健、医療、教育、就労、住宅、上下水道、税務等の関係部門及び福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会等を想定します。

② 支援会議（法第106条の6）

支援会議は、自ら支援を求めることが難しい人や、支援につながっていない人に関する情報の共有及び予防的な支援の検討を主な目的とする会議体です。本会議では、法の規定に基づき構成員に守秘義務を課したうえで、本人の同意が得られていない段階においても、支援の必要性や対応の方向性等について多機関で検討する場として位置づけます。

このため、本会議の構成員は、庁内関係部署、高齢者あんしん相談センター、障がい者基幹相談支援センター、生活サポートセンター☆ふじみ等の相談支援機関のほか、福祉サービス事業者、医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等で構成し、関係機関間の情報共有や支援の調整、アウトリーチ等による初動支援の役割分担を確認することにより、支援からこぼれ落ちている人の早期発見・早期対応を図ります。

なお、支援会議で整理された事例のうち、多機関による継続的な支援調整が必要と判断されるものについては、本人の同意を得たうえで重層的支援会議に引き継ぎます。

③ 福祉連携推進セミナー

包括的な支援体制の構築に当たっては、福祉部局のみならず、庁内の関係各部局がそれぞれの立場から主体的に関わることが求められます。そのため本市では、「福祉連携推進セミナー」を継続的に開催し、福祉制度に関する知識や支援スキルの習得に加え、具体的な事例検討やグループワーク等を通じて職員の顔の見える関係づくりを進めます。

これにより、各部局が持つ情報や視点を共有して庁内連携の促進を図るとともに、本セミナーを新入職員や異動職員を対象とした研修の場としても位置付けることで、包括的な支援体制及び多機関の連携・協働の考え方を庁内全体に浸透させていきます。

④ 重層的支援体制整備事業推進セミナー

地域共生社会の実現を目的とする本事業の推進に当たっては、行政のみならず、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、福祉サービス事業者、教育機関、NPO・ボランティア団体等の多様な主体の参画が不可欠です。

このため本市では、本事業に関わる多様な関係者を対象とした「重層的支援体制整備事業推進セミナー」を開催し、有識者による講演や好事例の紹介等を通じて、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制に関する理解の促進を図ります。

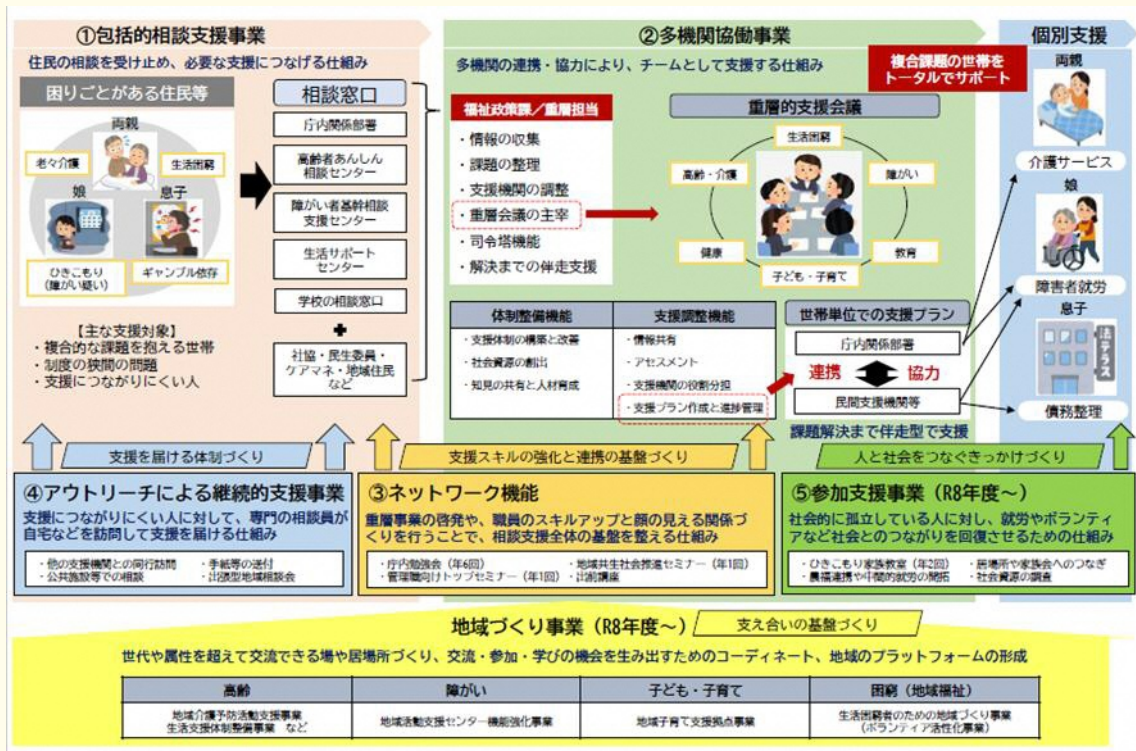
(7) 事業の評価・見直し・推進体制

本事業の実施状況及び関係機関の連携体制については、会議の開催状況、参加機関数、支援プランの作成件数及び支援最終件数、参加支援の実施件数、アウトリーチ等を通じた継続的支援の件数、各種研修等の参加人数及び参加者アンケート結果等を指標として、実態及び成果を把握し、課題及び改善点を整理します。

その結果を踏まえ、必要に応じて事業の実施内容や会議体の運営方法、参加機関の構成、議題設定、研修内容等の見直しを行うことにより、本事業の実効性が高まるようPDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

なお、重層事業実施計画の推進及び進捗状況の把握・検証は、庁内関係部署で構成する「富士見市地域福祉計画推進委員会」が担うものとします。

< 本市の重層的支援体制のイメージ図 >



1 計画の推進

(1) 計画の周知

地域福祉については、市や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わるすべての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。そのため、市は、計画の概要版の配布や市のホームページにより周知を図るとともに、市民をはじめ、町会や民生委員・児童委員、地域団体等の要望に応じて「出前講座」を活用しながら、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

(2) 計画の推進

本計画の推進には、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、日頃から身近な地域への関心を持つことが必要です。

また、本計画の基本理念である『住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」のある地域共生のまちづくり』を実現するために、「市民」、「事業者・NPO・地域団体」、「市（行政）・社会福祉協議会」の協働により計画を推進します。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民、福祉団体、公私の社会福祉や保健・医療・教育分野の関係者等で、ともに考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉のまちづくりと地域福祉の推進を図っています。

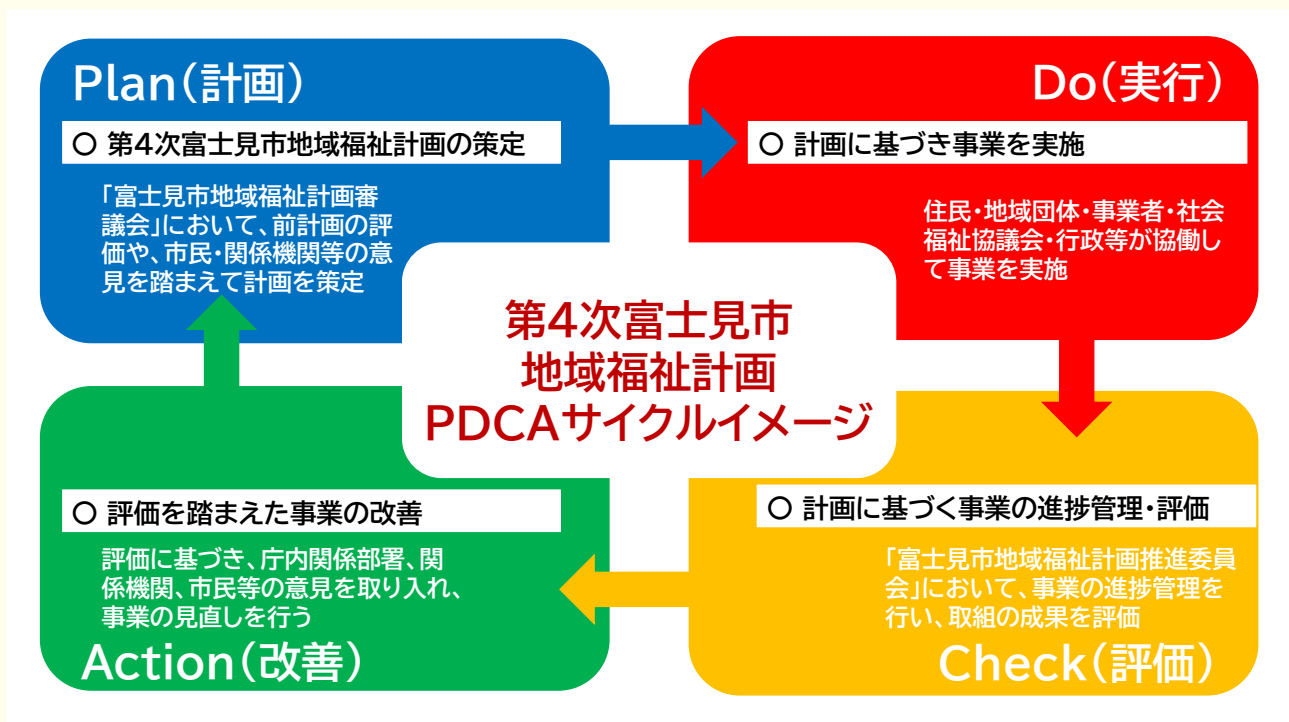
本計画においては、民間の立場で地域の多様な主体間の連絡調整と、それらへの支援を行う中心的存在である社会福祉協議会との連携・協働を図りながら計画を推進します。

2 計画の管理

(1) 計画の管理

本計画は、既存のさまざまな計画と重複しています。このため、市関係部署や社会福祉協議会が所管する計画や事業を通じて、相互の連携・調整を図り、横断的な計画の推進に取り組めます。

また、本計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るため、以下に掲げるPDCAサイクル（Plan：計画→Do：実行→Check：評価→Action：改善）により、本計画に基づく事業の実施、改善、次期計画の策定へとつなげていきます。



(2) 計画の評価

本計画は、基本目標ごとに重点施策と成果指標を定めています。

重点施策においては、計画の中間年度にあたる令和10年度に進捗を評価し、必要に応じて事業の方向性を見直しを行います。また、基本目標ごとに設定した成果指標については、5年後に各種統計等を用いて評価を行い、計画の最終評価を行います。

1 計画の検討経過

(1) 富士見市地域福祉計画審議会

| 開催年月日 | 検討内容 |
|---------------|--|
| 令和7年8月4日(月) | 第1回富士見市地域福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付式 ・ 諮問 ・ 第4次地域福祉計画の策定について ・ 策定に向けた検討課題について |
| 令和7年10月6日(月) | 第2回富士見市地域福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査票(案)について ・ 第3次計画の進捗状況調査結果について ・ 第4次地域福祉計画骨子(案)について |
| 令和7年11月21日(金) | 第3回富士見市地域福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的に策定する計画について ・ 市民アンケート調査結果について ・ 次期計画の新規施策・重点施策について ・ 第4次地域福祉計画(素案)について |
| 令和8年1月16日(金) | 第4回富士見市地域福祉計画審議会(予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次地域福祉計画(案)について |

(2) 富士見市地域福祉計画推進委員会

| 開催年月日 | 検討内容 |
|---------------|--|
| 令和7年6月27日(金) | 第1回富士見市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次地域福祉計画の策定について |
| 令和7年9月26日(金) | 第2回富士見市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次地域福祉計画の策定について ・ 第4次地域福祉計画骨子(案)について |
| 令和7年12月12日(金) | 第3回富士見市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次地域福祉計画(素案)について |

(3) 市民アンケート調査

| | |
|-------------|----------------------|
| 調査対象 | 市内在住の18歳以上を対象に無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収及びWEBによる回答 |
| 調査期間 | 令和7年10月23日～11月12日 |
| 調査対象者数（配布数） | 1,500通 |
| 回収数 | 715通 |
| 回収率 | 47.6% |

2 富士見市地域福祉計画審議会

(1) 富士見市地域福祉計画審議会条例

令和2年3月31日

条例第12号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく市の地域福祉計画（以下「富士見市地域福祉計画」という。）を策定するため、富士見市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士見市地域福祉計画について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、地域福祉の推進に関係する機関又は団体に従事する者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による諮問事項を答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 富士見市地域福祉計画審議会委員名簿

| 職名 | 氏名 | 所属 |
|-----|--------|-------------------------|
| 会 長 | 木下 武徳 | 立教大学コミュニティ福祉学部 |
| 副会長 | 市川 永樹 | 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 |
| 委 員 | 高橋 くみ子 | 富士見市民生委員児童委員協議会連合会 |
| 委 員 | 笠原 敬一 | 富士見市町会長連合会 |
| 委 員 | 松村 奈美 | 公募市民 |
| 委 員 | 深瀬 祐二 | 公募市民 |
| 委 員 | 川越 梓月 | NPOうるふ |
| 委 員 | 福島 きみ | 鶴瀬西・関沢子ども食堂まんぷく |
| 委 員 | 鶴澤 知子 | 社会福祉法人入間東部福祉会 |
| 委 員 | 小窪 真史 | 訪問看護ステーションストレングス |
| 委 員 | 山田 剛史 | 社会福祉法人美咲会 |
| 委 員 | 古内 美和 | 有限会社サーバント |
| 委 員 | 山浦 健二 | 一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク |
| 委 員 | 尾崎 孝好 | 川越地区保護司会富士見支部 |

3 富士見市地域福祉計画推進委員会

(1) 富士見市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市地域福祉計画の円滑な推進を図るため、富士見市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の推進に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進のための連絡調整に関すること。
- (3) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長とし、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

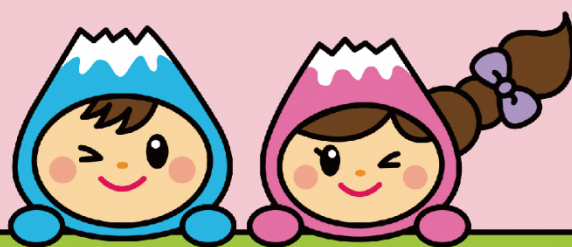
この要綱は、令和7年12月12日から施行する。

別表(第3条関係)

| | |
|-----|----------------------|
| 委員長 | 健康福祉部長 |
| 委員 | 政策財務部 政策企画課長 |
| | 協働推進部 協働推進課長 |
| | 子ども未来部 子育て支援課長 |
| | 子ども未来部 子ども未来応援センター所長 |
| | 健康福祉部 福祉政策課長 |
| | 健康福祉部 高齢者福祉課長 |
| | 健康福祉部 障がい福祉課長 |
| | 健康福祉部 健康増進センター所長 |
| | 都市整備部 都市計画課長 |
| | 教育委員会 学校教育課長 |

(2) 富士見市地域福祉計画推進委員会委員名簿

| 職名 | 氏名 |
|------|---------------|
| 委員長 | 健康福祉部長 |
| 副委員長 | 福祉政策課長 |
| 委員 | 政策企画課長 |
| 委員 | 協働推進課長 |
| 委員 | 子育て支援課長 |
| 委員 | 子ども未来応援センター所長 |
| 委員 | 高齢者福祉課長 |
| 委員 | 障がい福祉課長 |
| 委員 | 健康増進センター所長 |
| 委員 | 都市計画課長 |
| 委員 | 学校教育課長 |



第4次富士見市地域福祉計画

発行 富士見市 健康福祉部 福祉政策課
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
TEL (049) 251-2711 (代表)
FAX (049) 255-1395
発行年月日 令和8年3月